

令和元年度

監査報告書

行政監査結果報告

横浜市監査委員



地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和元年9月18日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	本	間		豊
同	高	品		彰
同	松	本		研
同	仁	田	昌	寿



# 目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の対象	1
3	主な着眼点	2
4	監査の方法	2
5	監査実施期間	3
6	監査を振り返って	3
第2	監査の結果等	4
1	第4次横浜市男女共同参画行動計画（政策局）	4
2	横浜市スポーツ推進計画（市民局）	8
3	横浜市子ども・子育て支援事業計画（こども青少年局）	12
4	第2期健康横浜21（健康福祉局）	16
5	第3期横浜市障害者プラン（健康福祉局）	20
6	横浜みどりアップ計画（環境創造局）	23
7	横浜都市農業推進プラン（環境創造局）	27
8	ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画） （資源循環局）	31
9	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（資源循環局）	33
10	横浜市耐震改修促進計画（建築局）	35
11	横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画（建築局）	37
12	体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画（道路局）	39
13	バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画（道路局）	41
14	横浜港国際旅客船拠点形成計画（港湾局）	44
15	横浜港港湾計画（港湾局）	47
16	横浜市民読書活動推進計画（教育委員会事務局）	50



# 第 1 監査の概要

## 1 監査のテーマ

局本部の計画等の進捗状況及び達成状況

(公営企業会計決算審査で中期的な経営計画を確認する水道局、交通局及び医療局病院経営本部については対象外とした。また、小規模な行政委員会の事務局等についても対象外とした。)

### 【テーマ選定理由】

- ・本市の施策・事業を推進するため、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」をはじめ、本市には様々な計画がある。
- ・今年度は、中期計画以外の各局本部で策定している計画等について、その進捗状況及び達成状況を確認する。
- ・予算の執行状況及び事業の進捗状況を効率的・効果的に監査するため、上半期に行う決算審査と連携して、行政監査を実施する。

## 2 監査の対象

今回の監査の対象とした計画は、**図表1-1**のとおりである。

図表1-1 監査対象計画一覧

局名	計画名称
政策局	第 4 次横浜市男女共同参画行動計画
市民局	横浜市スポーツ推進計画
こども青少年局	横浜市子ども・子育て支援事業計画
健康福祉局	第 2 期健康横浜 2 1
	第 3 期横浜市障害者プラン
環境創造局	横浜みどりアップ計画
	横浜都市農業推進プラン
資源循環局	ヨコハマ 3 R 夢プラン (横浜市一般廃棄物処理基本計画)
	第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画
建築局	横浜市耐震改修促進計画
	横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画
道路局	体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画
	バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画
港湾局	横浜港国際旅客船拠点形成計画
	横浜港港湾計画
教育委員会事務局	横浜市民読書活動推進計画

監査対象を選定しなかった局本部：温暖化対策統括本部、総務局、財政局、国際局、文化観光局、経済局、医療局、都市整備局及び消防局

## 【監査対象計画選定の考え方】

- (1) まず、次に該当する計画を、局本部ごとに抽出した。
  - ・具体的な取組が定められているもの
  - ・計画開始年度が平成29年度以前で、計画期間に平成30年度を含むもの
- (2) (1)で抽出した計画のうち、次に該当しない計画の中から局本部ごとに1～2つ選定した。
  - ・指標の設定がないもの
  - ・進捗状況・達成状況が確認できないもの
  - ・職員に関する内部向けのもの
  - ・計画所管局本部以外の取組の割合が大きいもの

## 3 主な着眼点

- ・指標を事前に設定しているか。
- ・指標は、計画目的の達成状況を客観的に確認できるものか。
- ・最終目標以外に計画期間中における目標値を設定しているか。
- ・進捗状況・達成状況について評価・検証を行っているか。
- ・進捗は遅れていないか、目標を達成しているか。

## 4 監査の方法

監査に当たっては、関係書類等を確認するとともに、関係職員へのヒアリングを行った。また、監査委員による訪問調査及び招集調査において、監査委員自らが計画の進捗状況、目標達成に向けた取組状況などについて監査を行った。

図表1-2 監査委員による訪問調査及び招集調査

実施日	対象局	対象計画	担当監査委員	該当ページ
訪問調査 令和元年 7月9日	健康福祉局	・第2期健康横浜21	本間委員 仁田委員	16ページ
	港湾局	・横浜港国際旅客船拠点形成計画	藤野委員 高品委員 松本委員	44ページ
招集調査 令和元年 8月5日	政策局	・第4次横浜市男女共同参画行動計画	藤野委員 本間委員 高品委員 松本委員 仁田委員	4ページ
	道路局	・体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画 ・バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画		39ページ 41ページ



## 5 監査実施期間

平成31年4月24日から令和元年9月5日まで

## 6 監査を振り返って

今回、「局本部の計画等の進捗状況及び達成状況」を監査テーマとして、監査対象とする計画を選定するに当たり各局本部の計画を確認したが、計画の中には指標を設定していないものも見受けられた。

計画には、実現しようとする目的と、この目的に到達するための取組を記載するものである。そして、計画を適切に進行管理するためには、目的の達成状況を測るための指標と目標値を設定することが重要である。

計画を策定するに当たっては、EBPM<sup>\*</sup>の趣旨を踏まえ、計画の目的を明確化して、できるだけ目的の達成に効果のある取組を重点的に実施していくようにすることが大切である。

今回の監査対象とした計画の中で、指標について無理な目標値を設定している計画も見受けられた。

しかし、無理な目標値の設定は、本来の目的の達成ではなく、ただ単に数字合わせのための取組となってしまう可能性や、当初から達成が困難という認識を持って取組を進めてしまう可能性があるため、このような設定は好ましくない。

指標の設定に当たっては、アウトプット指標では、取組を実施すること自体を目的としてしまうことが懸念されるため、最初に、成果を客観的に表すアウトカム指標の設定について考えることが重要である。

また、計画期間終了後に達成状況の評価ができるように指標の最終目標値を設定することとなるが、目標値は、計画最終年度だけでなく、中間目標値として計画の途中段階についても設定することが望ましい。

そして、計画期間中においても、PDCAサイクルにより、中間目標値の達成状況を把握するとともに、各取組の効果を検証することにより、課題や改善点などを整理し、それを最終目標達成に向けた取組に反映することが大切である。

---

<sup>\*</sup> EBPM (Evidence Based Policy Making)

政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとする。

## 第2 監査の結果等

### 1 第4次横浜市男女共同参画行動計画（計画期間：平成28～令和2年度、所管局：政策局）

#### (1) 計画の概要

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的に策定されたものであり、横浜市男女共同参画推進条例に基づく行動計画である。なお、この計画は、男女共同参画社会基本法の「市町村男女共同参画計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の「市町村基

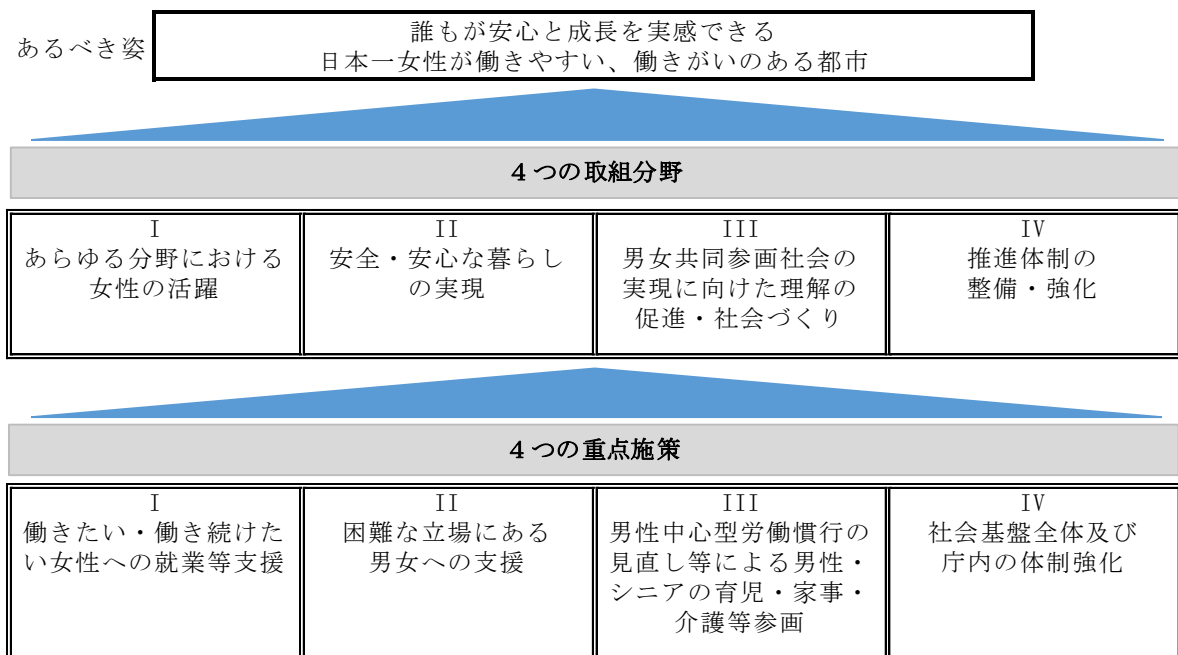
本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の「市町村推進計画」に該当する。

図表2-1-1のとおり、「あるべき姿」の実現に向けて、本市の現状や特徴等を踏まえた「4つの取組分野」及び「4つの重点施策」を定め、計画に沿って事業を進めている。

#### (2) 計画の進捗状況

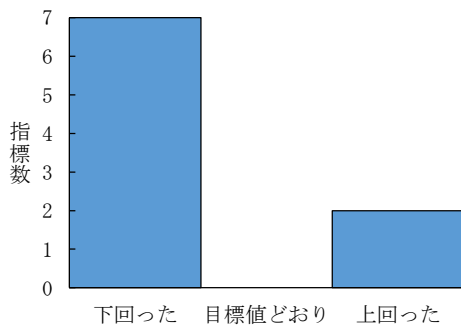
計画には、成果指標が10項目設定されており、全項目が定量的な指標となっている。当初現況値がなかったため進捗状況を評価していない項目を除く、9項目の平成30年度末時点での進捗状況は、図表2-1-2のとおりである。

図表2-1-1 計画体系



出典：第4次横浜市男女共同参画行動計画を基に監査事務局で作成

図表2-1-2 進捗状況



注・最終年度（令和2年度）  
この計画について、政策局では、次のように目標値に対する達成度を評価している。

達成度	評価
120%以上	目標値を上回った
90%以上 120%未満	おおむね目標値どおり
90%未満	目標値を下回った

・計画3年目（平成30年度）  
次のように経過年数に応じた達成度で評価している。

$$120\% \div 5年 \times 3年（経過年数） = 72\%$$

$$90\% \div 5年 \times 3年（経過年数） = 54\%$$

達成度	評価
72%以上	目標値を上回った
54%以上 72%未満	おおむね目標値どおり
54%未満	目標値を下回った

計画における成果指標及びその実績<sup>※1</sup>は図表2-1-3のとおりである。

「市内企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性割合」は、平成29年度時点で15.1%となっており、令和2年度末時点の目標値である30%には現時点では達していない。平成29年度の「男女

共同参画に関する事業所調査」では、女性の管理職が少ない理由として、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がない」、「女性本人が希望しない」という回答が多くあった。

30代前半の「女性有業率」は、平成24年度からの5年間で14ポイント増加し、平成29年度時点で73%となっている。

一方、30代後半の「女性有業率」は、平成29年度時点で63%となっており、令和2年度末時点の目標値である73%には現時点では達していない。

「ひとり親家庭の就労者数<sup>※2</sup>」については、ひとり親に対する就労支援や学び直しの機会の提供等を行っている。このような取組を行ったことにより、ひとり親サポートよこはま<sup>※3</sup>及びジョブスポット<sup>※4</sup>を利用した「ひとり親家庭の就労者数」は、平成30年度末時点で既に最終目標の1,900人（6か年）を達成している。

※1 成果指標及びその実績

図表2-1-3の指標1（市内企業）、7及び9の数値は「男女共同参画に関する事業所調査」、3は「就業構造基本調査（総務省統計局）」、6、8及び10は「男女共同参画に関する市民意識調査」、1（市役所）、2、4及び5はそれぞれの事業などでの調査結果に基づき記載している。

※2 ひとり親家庭の就労者数

ひとり親家庭等自立支援事業利用者数のうち、就労した人の数

※3 ひとり親サポートよこはま

横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの愛称。就職・転職活動、子育て等総合的なサポートを行っている。

※4 ジョブスポット

ハローワークと連携し、生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象に、福祉サービスと職業紹介を一体的に提供する就労支援の窓口

また、DVについては、「夫婦間における①交友関係や電話を細かく監視する、②必要な生活費を渡さない及び③避妊に協力しないといった行為を『どんな場合でも暴力にあたる』と認識する人の割合」の目標値（令和2年度末時点）をそれぞれ100%としている。しかし、DVの正しい理解の促進に向けた啓発活動等を行っているものの、平成30年度末時点でそれぞれ①32.8%、②48.3%、③51.6%となっている。

男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画については、男性の

家事・育児参加促進を図る父親向け講座を行っている。また、企業向けワーク・ライフ・バランスの普及及び啓発活動等を行っている。

しかし、「男性の育児休業取得率」は、平成29年度時点で7.2%となっており、令和2年度末時点の目標値である13%には現時点では達していない。

また、「男性と女性の家事・育児・介護時間の割合」は、平成30年度末時点で約1対5となっており、令和2年度末時点の目標値である1対1.5には現時点では達していない。

図表2-1-3 成果指標及び実績

成果指標		当初現況値	実績	最終目標値 (R2年度末)
1	市内企業及び市役所の管理職（課長相当職以上）に占める女性割合	市内企業 13.5% (H25) 市役所 13.0% (H26)	15.1% (H29) 17.6% (H31.4.1)	30%
2	横浜市附属機関の女性参画比率	40.4% (H27)	40.7% (H31.4.1)	50%
3	25～44歳の女性有業率	① 25-29 73% ② 30-34 59% ③ 35-39 63% ④ 40-44 65% (H24)	① 80% ② 73% ③ 63% ④ 71% (H29)	①～④ 73%
4	女性起業家支援による創業件数	109件 (H22～25)	137件 (H28～30)	170件 (H28～R2)
5	ひとり親家庭の就労者数（ひとり親家庭等自立支援事業利用者のうち就労した人の数）	303人 (H26)	1,953人 (H26～30)	1,900人 (H26～R1)
6	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない③【性的暴力】避妊に協力しない	① 32.2% ② 53.7% ③ 52.6% (H26)	① 32.8% ② 48.3% ③ 51.6% (H30)	①～③ 100%
7	男性の育児休業取得率	4.2% (H25)	7.2% (H29)	13%
8	男性と女性の家事・育児・介護時間の割合（共働き世帯 平日）	約 1 対 3 (H26)	約 1 対 5 (H30)	1 対 1.5
9	年次有給休暇取得率	新規指標のため 現状値なし	50.8% (H29)	70%
10	さまざまな地域活動に参加したことがない人の割合（直近3年間）	36.9% (H26)	50.8% (H30)	20%

(3) 意見

「男性と女性の家事・育児・介護時間の割合」については、長時間労働等により男性の家庭での活動時間が短いことや男女双方の役割分担意識が残っていること等が課題である。また、「女性有業率」については、長時間労働などの働き方、育児・介護と仕事を両立するための勤務制度、夫等との家事・育児・介護の分担等の改善が課題である。働き方改革や男女双方の意識改革に向けた取組等が求められる。

政策局は、一部の目標について、あえてあるべき姿を目標値としているもの、達成するには意識改革や社会制度・慣行の変化が必要なものなど計画期間内での達成は難しいと認識しながら目標値を設定していることが、3年目の目標を達成していない原因の一つと考えている。このような目標値の設定の考え方も理解できるが、5年間の行動計画における目標や目標値の設定としては課題があったと考える。次期計画の策定時には検討されたい。

2 横浜市スポーツ推進計画（計画期間：平成24～令和3年度、所管局：市民局）

- ・子どもの体力向上方策の推進
- ・地域スポーツの振興
- ・高齢者・障害者スポーツの推進
- ・トップスポーツとの連携・協働の推進

(1) 計画の概要

この計画は、スポーツ基本法に基づき、年齢、性別、障害等を問わず、それぞれの体力、技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目的に策定されたものである。

計画では、スポーツを「する人」だけでなく、スポーツを「みる人」、「ささえる人」にも着目し、市民が生涯にわたってスポーツに親しむ環境を整えていくとしている。そのための目標は次のとおりである。

(2) 計画の進捗状況

計画には、指標が7項目設定されており、全項目が定量的な指標となっている。平成30年3月の中間見直しで新たに追加された指標を除く、6項目の平成30年度末時点の進捗状況は、目標値を上回っているものが1項目、現時点で目標に達していないものが5項目である。

計画における指標及びその実績<sup>※</sup>は、**図表2-2-1**のとおりである。

図表2-2-1 指標及び実績

指標		当初現況値 (H23年度)	実績 (H30年度)	最終目標値 (R3年度末)	
1	子どもの体力水準			本市の昭和60年頃の体力水準	
	握力(10～14歳)、反復横跳び(10～11歳)、持久走(12～14歳)、50メートル走(6～14歳)、立ち幅跳び(6～9歳)及びボール投げ(6～14歳)	(例)ボール投げ			
		10歳男子	23.82m	21.50m	28.82m
		10歳女子	12.83m	12.35m	16.42m
2	成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.5%	56.3%	65%	
3	成人の週3回以上のスポーツ実施率	27.1%	28.9%	30%	
4	スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合	7.8%	7.2%	10%以上	
5	65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	55.2%	74.1%	70%	
6	障害者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率 <sup>注</sup>	—	38.5%	40%	
7	トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合	41.6%	31.7%	50%以上	

注 平成30年3月の中間見直しで新たに追加された指標

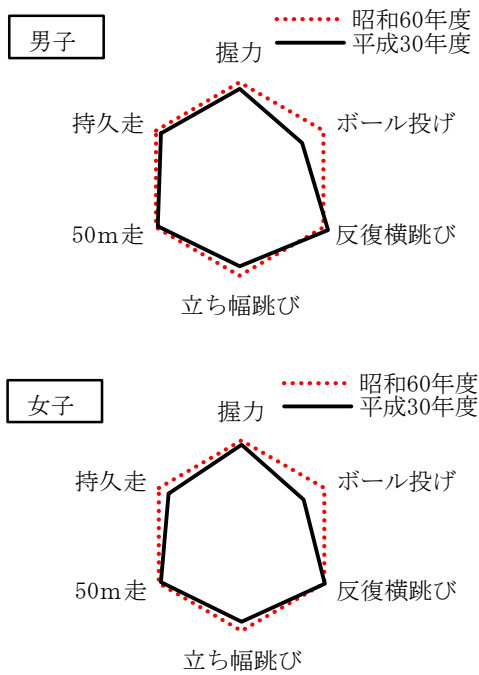
※ 指標及びその実績

「子どもの体力水準」の数値は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」及び「横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査」、それ以外の数値は「横浜市民スポーツ意識調査」に基づくものである。

「子どもの体力水準」向上の取組として、保育園を対象とした運動訪問指導、小中学校での体力向上1校1実践運動<sup>※</sup>等を行っている。しかし、握力、反復横跳び、持久走、50メートル走、立ち幅跳び及びボール投げの6種目について、反復横跳び及び50メートル走（14歳男子）を除き、令和3年度末時点の目標値である昭和60年度の水準には現時点では達していない。なお、特に、ボール投げの記録が低い状況にある（図表2-2-2）。

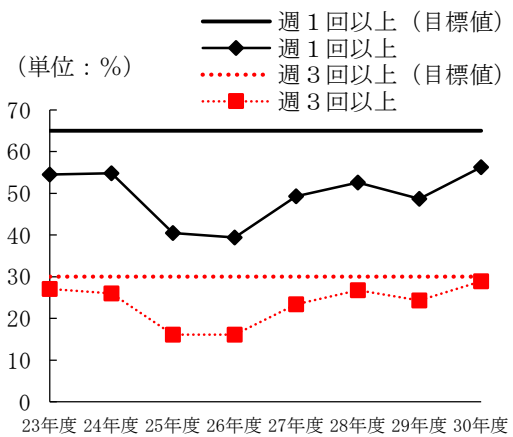
「成人のスポーツ実施率」向上の取組として、ウォーキングルート整備等身近なスポーツを行う場所や機会の提供を行っている。この実施率は、平成27年度以降、増加してきており、週1回以上は56.3%、週3回以上は28.9%となっているものの、それぞれの令和3年度末時点の目標値である65%、30%には現時点では達していない（図表2-2-3）。なお、成人でスポーツを実施していない人の割合は横ばいである（図表2-2-4）。

図表2-2-2 子どもの体力水準

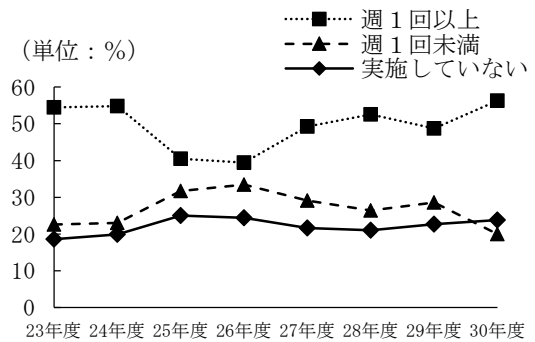


注 原則 10歳で比較しているが、立ち幅跳びは9歳、持久走は12歳で比較している。

図表2-2-3 成人のスポーツ実施率



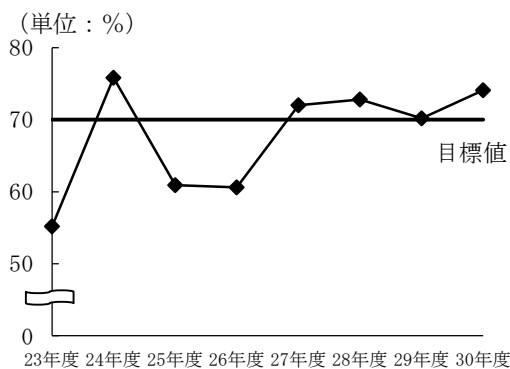
図表2-2-4 成人でスポーツを実施していない人の割合



<sup>※</sup> 体力向上1校1実践運動  
小中学校ごとの特色を踏まえ、設定した体力向上に向けた取組

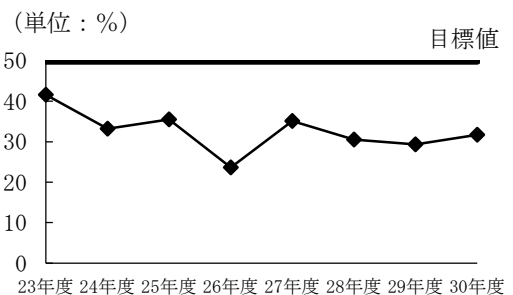
「65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」向上の取組として、シニアスポーツ大会等スポーツを行う場所や機会の提供等を行っている。このような取組を行ったことにより、この実施率は、74.1%となっており、令和3年度末時点の目標値である70%をすでに超えている（図表2-2-5）。

図表2-2-5 65歳以上のスポーツ実施率



「トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合」向上の取組として、地元プロスポーツチーム等と連携し、スポーツ教室など市民がトップアスリートと触れ合う機会の提供や大規模スポーツイベントの誘致・開催等を行っている。観戦した市民の割合は、31.7%となっており、令和3年度末時点の目標値である50%には現時点では達していない（図表2-2-6）。

図表2-2-6 トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合



### (3) 意見

「子どもの体力水準」については、スポーツをしない子どもへの対応が課題の一つである。子どもの将来の体力への影響も考えられることから、子ども一人ひとりの状況に応じて、スポーツに興味をもってもらえる等の取組を推進していくことが求められる。また、子どもの体力向上につながる指導ができる人材の育成が求められる。

横浜市民スポーツ意識調査では、運動・スポーツを実施していない人のうち今後行ってみたい運動・スポーツがある人の割合は44%であった。この44%の人が運動・スポーツを行わなかった理由の内訳をみると、「好きではないから」という回答が37%であった。スポーツを行ってみたいが、好きではない等により、行動に至っていない方々にスポーツを実施してもらうため、さらなる調査等を行い、取組を進めていくことが求められる。



計画では、スポーツを通じて地域の人々が交流を深めることで、地域コミュニティの活性化等にも寄与していくとしている。市民局は、ヨコハマさわやかスポーツ※など身近な場所でスポーツを行うことができる機会を提供し、地域の方々の参加を促す取組を行っている。しかし、調査結果では、「住んでいる地域の人々と運動・スポーツを行った人の割合」は 5.6%であった。地域で行うスポーツイベントに参加しやすくするなどスポーツを通じて地域の方々がこれまで以上に交流できるような取組を行うとともに、スポーツを行う

ことができる場の拡充が求められる。

ラグビーワールドカップ2019™や第32回オリンピック競技大会（2020／東京）、東京2020パラリンピック競技大会により、「スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合」や「トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合」が増加すると市民局は考えているが、醸成された気運が萎まないように、ボランティア参加者数や観戦者数といった割合が大会後にも継続していくような取組が求められる。

※ ヨコハマさわやかスポーツ

「いつでも・どこでも・だれでも」気軽にできるスポーツ。地域での生涯スポーツの普及振興を目的に各区のさわやかスポーツ普及委員会が中心となって、体験参加型イベントや教室、大会等を開催している。

3 横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～令和元年度、所管局：こども青少年局）

年を育てる環境をつくる

(1) 計画の概要

この計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進していくために策定されたものである。

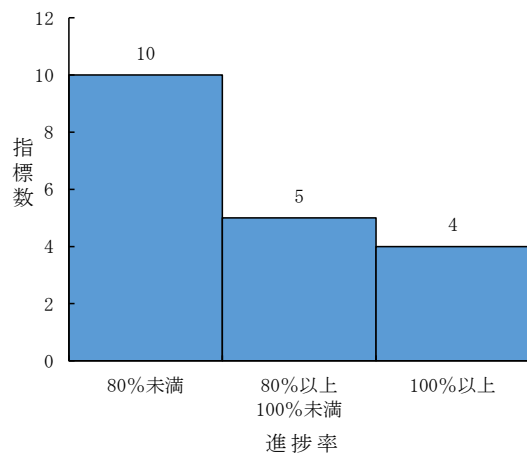
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、次の3つの分野の施策を推進している。

- ・ 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる
- ・ 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる
- ・ 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年

(2) 計画の進捗状況

計画には、指標が19項目設定されており、全項目が定量的な指標となっている。平成30年度末時点での19項目の進捗状況は、**図表2-3-1**のとおりである。

図表2-3-1 進捗状況



注 進捗状況については、計画期間5年のうち4年が経過した時点であることを考慮し、監査事務局において進捗率80%を基準として区分した。

計画における主な指標及びその実績は**図表2-3-2**のとおりである。

「児童発達支援事業\*利用者数

図表2-3-2 主な指標及び実績

指標	当初現況値 (計画策定時)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (R元年度末)
1 児童発達支援事業利用者数（地域療育センター含む）（年間延べ利用者数）	145,110人 (25年度)	245,283人	271,000人
2 放課後等デイサービス利用者数（年間延べ利用者数）	92,522人 (25年度)	772,894人	840,000人
3 青少年の地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	39,830人	142,200人
4 若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	1,907人	2,800人

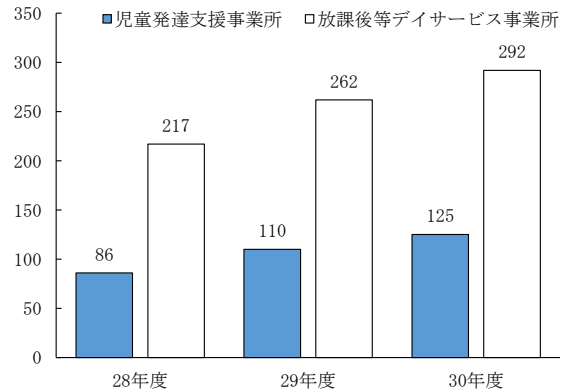
\* 児童発達支援事業

未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

（地域療育センター含む）」及び「放課後等デイサービス※1利用者数」については、障害児への支援に向けた取組を測る指標として設定されている。障害のある子ども、とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児が増加していること（図表2-3-3）、利用ニーズの増大に対応して事業所が増えたこと等により（図表2-3-4）、「児童発達支援事業利用者数（地域療育センター含む）」は、最終目標の271,000人に対して、平成30年度末時点で245,283人、「放課後等デイサービス利用者数」は、最終目標の840,000人に対して、平成30年度末時点で772,894人となっている（図表2-3-5）。

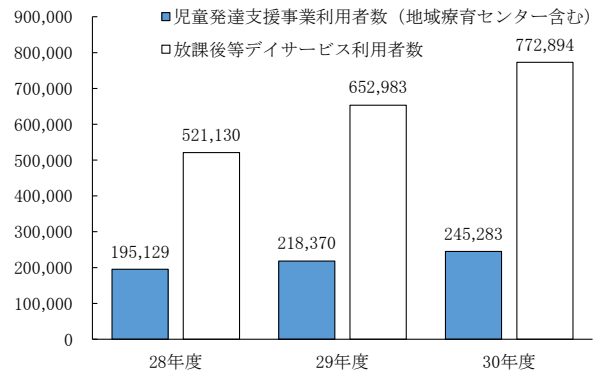
図表 2-3-4 事業所数の推移

（単位：箇所）



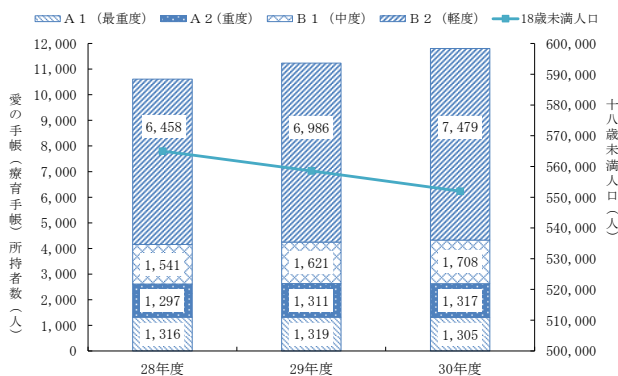
図表 2-3-5 施設利用者数の推移

（単位：人）



図表 2-3-3 愛の手帳（療育手帳）所持者数（18歳未満）と18歳未満人口の推移

（単位：人）



「青少年の地域活動拠点※2の年間延べ利用人数」については、学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進を測る指標として設定されている。事業の主な利用対象である中・高校生世代向けに、ボランティア、地域活動等の体験機会の提供などを行っているものの、令和元年度末までに拠点を18区に設置することを

※1 放課後等デイサービス

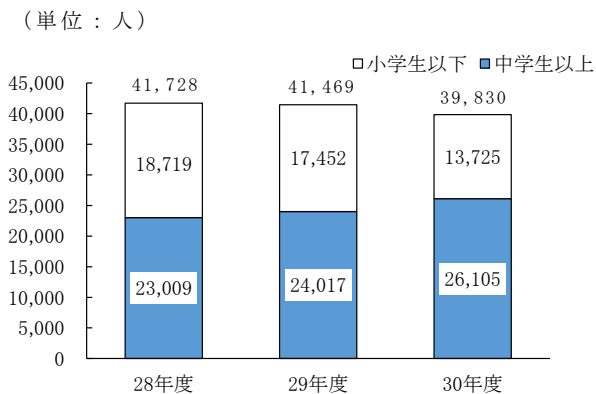
学齢期の障害児等に対し、放課後や長期休暇中に、療育プログラム、余暇支援、社会参加の機会を提供する。

※2 青少年の地域活動拠点

中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供、仲間や異世代と交流する機会の提供、地域資源を活用した社会参加・職業体験プログラムなどを実施。

想定していたが、拠点の果たす役割の整理と機能の充実に向けた検証に日時を要し、6区のみでの設置となっていること、事業自体の認知度が低いこと等により、最終目標の142,200人に対して、平成30年度末時点で39,830人となっている（図表2-3-6）。

図表2-3-6 青少年の地域活動拠点の年間延べ利用人数の推移

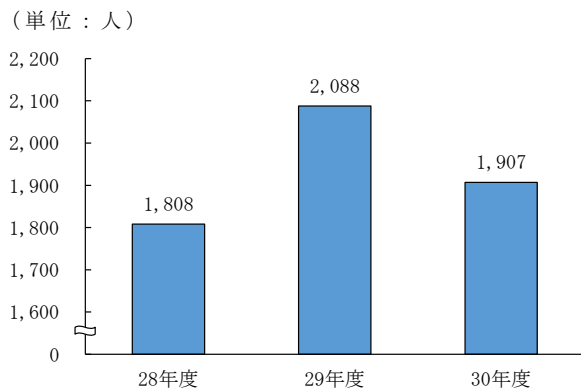


「若者自立支援機関（図表2-3-7）の新規利用者数」については、若者の自立支援の充実に向けた取組を測る指標として設定されている。地域ユースプラザが各区に向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施し、相談機会の拡充につなげているものの、若者サポートステーション等への相談が減ってきていることにより、最終目標の2,800人に対して、平成30年度末時点で1,907人となっている（図表2-3-8）。

図表 2-3-7 若者自立支援機関の役割

施設名	役割
青少年相談センター	青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援をする
地域ユースプラザ	青少年相談センターの支所的機能を有し、地域において不登校・ひきこもり状態などにある青少年を支援する
若者サポートステーション	困難を抱える若者及びその保護者を対象とした職業的自立に向けた総合相談、臨床心理士による個別相談、就労セミナー等を実施する
よこはま型若者自立塾	長期にわたってひきこもり状態にある若者に対し、体力づくりを行うとともに、共同生活を通じた生活リズムの立て直しや他人との関わり方を習得するための支援プログラムを提供する

図表2-3-8 若者自立支援機関新規利用者数の推移



### (3) 意見

進捗が遅れている青少年の地域活動拠点の利用については、平成30年度のアンケート(「中高校生の放課後の過ごし方や体験活動に関

するアンケート」調査)によると、多くの中・高校生が拠点を知らないと回答しており、ボランティア活動プログラムや中・高校生世代向けのイベント開催を拡大するなど機能の充実を図るとともに、事業の周知をより一層強化していくことが求められる。

また、若者の自立支援については、働き方の多様化や景気動向などの社会情勢の変化に対応して、困難を抱える若者に早期に支援が届けられるよう周知、啓発を進めていくことが求められる。

4 第2期健康横浜21（計画期間：平成25～令和4年度、所管局：健康福祉局）

(1) 計画の概要

この計画は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病に着目し、今後10年間の健康づくりの指針として策定されたものである。

計画の基本目標は次のとおりである。

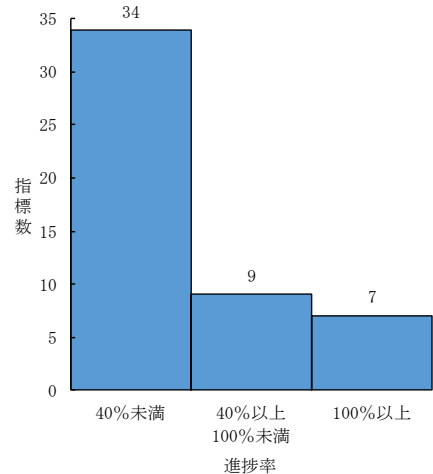
- ・10年間にわたり健康寿命を延ばす。

(2) 計画の進捗状況

計画には、指標が世代別（育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）、働き・子育て世代（成人期）、稔りの世代（高齢期）の3世代）に設定されている。指標は、それぞれ男女別又は男女共通の項目からなり、全世代合計で50項目設定され、全項目が定量的な指標となっている（図表2-4-1）。

平成28年度末時点（平成29年度の間評価時に把握）での50項目の進捗状況は、図表2-4-2のとおりである。

図表2-4-2 進捗状況



注 進捗状況については、計画期間10年のうち4年が経過した時点であることを考慮し、監査事務局において進捗率40%を基準として区分した。

この計画は、基本目標の達成に向けて、「生活習慣の改善」と「生活習慣病の重症化予防」を取組テーマとして掲げている。生活習慣の改善は、食生活、歯・口腔、喫煙・飲酒、運動、休養・こころの5分野、生活習慣病の重症化予防は、がん検診と特定健康診査の2分野で、計7分野において指標を設定している。

計画における主な指標及びその実績は図表2-4-3のとおりである（働き・子育て世代、稔りの世代に共通する指標を選定）。

図表2-4-1 指標の世代別項目数

	育ち・学びの世代	働き・子育て世代 稔りの世代共通 <sup>注</sup>	働き・子育て世代 (共通項目除く。)	稔りの世代 (共通項目除く。)	計
男女別	6	22	2	4	34
男女共通	3	11	0	2	16
計	9	33	2	6	50

注 指標は共通だが、目標値が世代によって異なる項目を含む。

主な指標のうち、最終目標に達している項目は、次の2項目である。

<運動分野の65歳以上>

よこはまウォーキングポイント事業、地域住民が行うウォーキング等の取組が運動を始めるきっかけや継続の機会となり、「1日30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合」は53.7%で、最終目標の52%を上回っている。

<がん検診分野の男性>

個別通知による受診勧奨、医療機関からの働きかけ等により、「肺

がん検診の受診率（40～69歳の過去1年間）」は54.9%で、最終目標の50%を上回っている。

一方、当初現況値から悪化した項目は、次の4項目である。

<喫煙・飲酒分野のうち男性の飲酒>

飲酒よりも喫煙に関するリスク啓発について優先的に取り組んできたことなどから、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合」は当初より増えており、最終目標の14%に対して、19.5%となっている。

図表2-4-3 主な指標及び実績  
(働き・子育て世代、稔りの世代に共通する指標)

分野	指標	当初現況値	実績 (H28年度末)	最終目標値 (R4年度末)
1 食生活	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	男性 40.6% 女性 42.1%	男性 41.3% 女性 44.5%	80%
2 歯・口腔	過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	男性 42.5% 女性 54.2%	男性 45.2% 女性 56.0%	65%
3 喫煙・飲酒	成人の喫煙率	20.0%	19.7%	12%
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 <sup>注</sup>	男性 19.2% 女性 16.6%	男性 19.5% 女性 15.7%	男性 14% 女性 6.4%
4 運動	1日30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合	20～64歳 24.6% 65歳以上 52.4%	20～64歳 24.3% 65歳以上 53.7%	20～64歳 34% 65歳以上 52%
5 休養・こころ	睡眠による休養を十分とれていない者の割合	男性 38.2% 女性 33.9%	男性 40.2% 女性 36.0%	15%
6 がん検診	肺がん検診の受診率 (40～69歳の過去1年間)	男性 23.7% 女性 18.2%	男性 54.9% 女性 36.4%	50%
7 特定健診	特定健診受診率(40歳以上の横浜市国民健康保険加入者)	19.7%	21.9%	40.5%

注 1日当たり純アルコール摂取量が男性40g(日本酒2合又はビール1ℓ)以上、女性20g(日本酒1合又はビール500ml)以上の者の割合

＜運動分野の 20～64歳＞

就業率が男性・女性ともに計画策定時より高まっており、運動時間を確保しにくくなったことなどから、「1日 30分・週2回以上の運動を1年間継続している者の割合」は当初より減っており、最終目標の 34%に対して、24.3%となっている。

＜休養・こころ分野の男性及び女性＞

ライフスタイルの多様化、長時間労働など睡眠時間の確保が困難な状況も要因となり、「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」は男性・女性ともに当初より増えており、最終目標の 15%に対して、男性 40.2%、女性 36.0%となっている。

主な指標のうち、最終目標に達している2項目以外について、健康福祉局では、目標達成が困難又は達成に向けて更なる取組が必要と考えている。とりわけ睡眠に関する指標については、育ち・学びの世代においても「睡眠が6時間未満の小学5年生の割合」が当初より増えていたことから、いずれの世代にも共通する課題と捉えている（図表2-4-4）。

(3) 意見

生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防により「健康寿命を延ばす」という基本目標の達成に向けては、市民の意識を変えていくための啓発活動が中心になると考えられる。必要な世代に必要な情報が行き渡るよう、ターゲットを明確化した取組が求められる。

また、計画最終年度に向けて、中間評価の結果も踏まえて、取組の強化が求められる。

計画後半(平成30～令和4年度)の重点的な取組を取りまとめた「よこはま健康アクションStage 2」では、特定健診・がん検診の受診率向上、健康づくりに企業で取り組む「健康経営」の推進などの取組に加えて、こころの健康づくりに向けた普及啓発の実施、オーラルフレイル（歯や口腔機能が低下した状態）の予防など、計画前半の「よこはま健康アクションStage 1」を充実させた取組も掲げている（図表2-4-5）。

これらの取組を着実に推進し、市民が参加しやすい仕組みづくり等を通じて、市民の意識改革や行動変容につなげていくことが求められる。

図表2-4-4 育ち・学びの世代の睡眠に関する指標及び実績

分野	指標	当初現況値	実績 (H28年度末)	最終目標値 (R4年度末)
休養・こころ	睡眠が6時間未満の小学5年生の割合	男子 6.1% 女子 3.6%	男子 6.7% 女子 4.1%	減少傾向へ



図表2-4-5 よこはま健康アクションStage2の概要

取組の柱	取組内容	「Stage1」を充実させた取組
生活習慣病対策の強化	特定健診・がん検診の受診率の向上	国民健康保険特定健診を無料化
	健康経営の推進	働き世代の健康づくりの強化
	糖尿病等の重症化予防	健診結果を生かした健康づくり
	子どものころからの健康づくりの普及啓発	休養・睡眠 こころの健康づくり
	健康格差を広げない取組	年齢を区切らず、支援の対象者を拡大
生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり	よこはま健康スタイル	ウォーキングポイントスマホアプリの導入
	地域活動を通じた健康づくり	社会参加の取組を拡充
	ロコモティブシンドローム（運動器の障害のため、移動機能の低下をきたした状態）の予防/フレイル（生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態）・オーラルフレイルの予防	口腔機能の低下予防の普及啓発
受動喫煙の防止	受動喫煙防止の取組	望まない受動喫煙のない環境づくりの推進
データの活用	データ活用の推進	大学等と連携を強化

出典：よこはま健康アクションStage2リーフレットを基に監査事務局で作成



菅田地域ケアプラザで地域活動を視察し、計画の進捗状況、取組等について質疑を行う監査委員

5 第3期横浜市障害者プラン（計画期間：平成27～令和2年度、所管局：健康福祉局）

(1) 計画の概要

この計画は、障害者基本法に基づく障害者計画（障害者のための施策に関する基本的な計画）及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画（障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画）として策定されたものである。なお、平成30年度からは児童福祉法に基づく障害児福祉計画（障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画）としても位置付けられている。

計画の基本目標は次のとおりである。

- ・自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまち ヨコハマを目指す。

(2) 計画の進捗状況

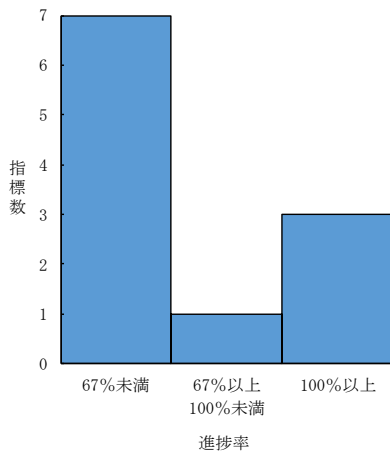
計画には、指標が127項目設定されており、そのうち健康福祉局所管事業では11項目が定量的な指標となっている。

定量的な11項目の指標及びその実績は図表2-5-1のとおりである。また、平成30年度末時点での進捗状況は図表2-5-2のとおりである。

図表2-5-1 指標及び実績

事業	指標	当初現況値 (H26年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (R2年度末)
1 多機能型拠点の整備・運営	多機能型拠点の市内方面別整備数	開所2箇所 (累計2箇所)	開所1箇所 (累計3箇所)	開所4箇所 (累計6箇所) (整備完了)
2 精神科救急医療対策事業	市内病院に対する3次救急移送先病院の割合	85.1%	82.7%	85%
3 公共交通機関のバリアフリー化	ノンステップバス導入率	65.2%	74.5%	70%
4 ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業	平成24年度からの累計助成台数	71台	183台	490台
5 障害福祉サービス事業所等職員向けの研修	障害者雇用を行っている企業での「就業体験」等への参加人数（累計）	140人	236人	380人
6 就労支援センター	就労支援対象者数（登録者数）	3,678人	4,553人	4,400人
7 働きたい！わたしのシンポジウム	シンポジウムへの参加者数（累計）	966人	1,814人	3,000人
8 企業と福祉をつなぐセミナー	セミナーへの参加企業数（累計）	146社	272社	240社
9 障害者雇用事例の紹介	市のウェブページ等での紹介企業数（累計）	48社	83社	150社
10 よこはま障害者共同受注総合センターの運営	加盟施設における月額平均工賃	10,171円 (H27年度末)	10,296円 (H29年度末)	10%以上上昇
11 移動情報センター運営等事業の推進	移動情報センターへの相談件数	1,375件	2,966件	3,600件

図表2-5-2 進捗状況



注 進捗状況については、計画期間6年のうち4年が経過した時点であることを考慮し、監査事務局において進捗率67%を基準として区分した。

指標のうち、最終目標に達している項目は、次の3項目である。

<公共交通機関のバリアフリー化事業>

民営バス事業者への補助により、「ノンステップバス導入率」は74.5%で、最終目標の70%を上回っている。

<就労支援センター事業>

障害者雇用に関する社会的関心や障害当事者の就労ニーズの高まりなどにより、「就労支援対象者数（登録者数）」は4,553人で、最終目標の4,400人を上回っている。

<企業と福祉をつなぐセミナー事業>

平成30年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されたことを受け、中小企業の参加が増えたことなどにより、「セミナーへの参加企業数」は272社で、最終目標の240社を上回っている。

一方、目標の未達成が見込まれる項目又は当初現況値から悪化した項目は、次の2項目である。

<多機能型拠点<sup>※1</sup>の整備・運営事業>

本市が保有する土地の利用（資産活用）に伴う調整に時間を要したことなどにより、「多機能型拠点の市内方面別整備数」は、最終目標の開所4箇所（累計6箇所）に対して、開所1箇所（累計3箇所）となっており、目標達成は計画期間終了後（令和3年度以降）の予定である。

<精神科救急医療対策事業>

近年の通報件数の増加に伴い、市内の基幹病院だけでは対応が困難となり、市外の基幹病院で診察対応を行うことが多くなったことにより、「市内病院に対する3次救急移送先病院の割合<sup>※2</sup>」は当初より減っており、最終目標の85%に対して、82.7%となっている。

※1 多機能型拠点

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域生活を支援するため、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点

※2 市内病院に対する3次救急移送先病院の割合

自傷他害のおそれがあるとして警察官の通報等により受入れを行う県内の7基幹病院等に移送された患者（横浜市民）のうち、市内の5基幹病院等に移送された患者の割合

(3) 意見

定量的な 11項目の指標については、目標の未達成が見込まれる項目又は当初現況値から悪化した項目のほか、目標達成に向けて更なる取組が必要な項目が見受けられる。

「働きたい！わたしのシンポジウム事業」については、参加者数の増加に向けて広報の充実を図るとともに、引き続き参加者のニーズに合った内容を提供していくことが求められる。

「障害者雇用事例の紹介事業」については、紹介企業数の増加に向けて積極的な情報収集を行うとともに、雇用を検討している企業等により伝わりやすく、活用されるウェブページへと改修することが求められる。

一方、この計画の大半を占める定性的な指標については、主に各事業の「推進」を目標としていることから、様々な障害福祉施策に継続して取り組んでいくことが、計画の基本目標の達成につながると言える（図表2-5-3）。

今後も、「住み慣れた地域で、安心して学び育ち暮らしていく」という基本目標の達成に向けて、住まいや暮らし、医療、バリアフリー、就労、移動支援など、多面的な施策の着実な推進が求められる。

図表2-5-3 指標の目標別内訳

定性的		定量的	計
推進	その他		
101	12	14 <sup>注</sup>	127

注 うち3項目は健康福祉局以外の局の所管

6 横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26～30年度、所管局：環境創造局）

(1) 計画の概要

この計画は、市民生活の身近な場所にある緑の環境を生かし、また、次世代に引き継いでいくため、「みんなで育むみどり豊かな美しい街 横浜」を計画の理念とし、5か年の具体的な取組を定めたものである。

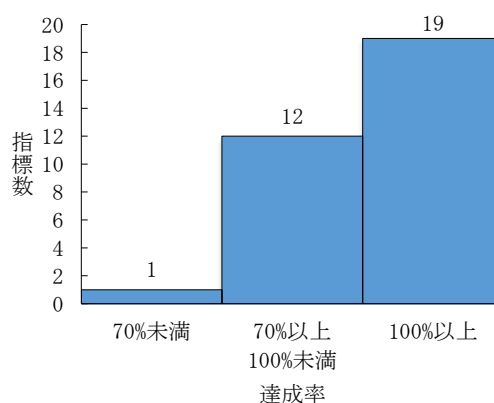
計画の目標は次のとおりである。

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します。
- ・地域特性に応じた緑の保全・創造・維持管理の充実により緑の質を高めます。
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します。

(2) 計画の達成状況

計画には、指標 49項目が設定されており、そのうち 32項目が定量的な指標となっている。平成30年度末時点での 32項目の達成状況は、**図表2-6-1**のとおりである。

図表2-6-1 達成状況



注 この計画について、環境創造局では、達成率 70%及び 100%を基準として達成状況を区分している。

計画における主な指標及びその実績は**図表2-6-2**のとおりである。

図表2-6-2 主な指標及び実績

取組	指標	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年度末)
1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	緑地保全制度による新規指定	378.4ha	500ha
2 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	保全管理計画の策定	樹林地 15か所 公園 14か所	15か所 10か所
	イベント実施及び広報活動	560回	180回
4 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	様々なニーズに合わせた農園の開設	23.7ha	25.8ha
	収穫体験農園	8.3ha	12.5ha
	市民農園	10.6ha	6.0ha
	農園付公園	4.8ha	7.3ha
5 民有地における緑化の助成	緑化の助成	26件	65件
6 地域緑のまちづくり	地域緑のまちづくり	47地区	46地区

緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りのうち、「緑地保全制度※による新規指定」（図表2-6-3）については、働きかけ対象の樹林地面積が小規模化していることなどにより最終目標の500haに対して、378.4haと目標を達成できなかった。

図表2-6-3 緑地保全制度による指定樹林地



出典：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）5か年（平成26年度～平成30年度）の事業・取組の評価・検証

森の楽しみづくりのうち、「イベント実施及び広報活動」（図表2-6-4）については、市内の大学や商工会議所などと連携したイベント等を実施し、最終目標の180回に対し、560回と目標を上回った。

図表2-6-4 ウォーキングイベント



出典：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）5か年（平成26年度～平成30年度）の事業・取組の評価・検証

「様々なニーズに合わせた農園の開設」（図表2-6-5）については、市民農園が目標値を上回った一方で、収穫体験農園及び農園付公園が、目標値を下回ったことにより、最終目標の25.8haに対し、23.7haと目標を達成できなかった。

収穫体験農園が目標値を達成できなかった理由としては、農家にとって、農園の開設に掛かる費用が大きいことや、来園者への対応に労力が掛かることなどが考えられる。

※ 緑地保全制度

まとまりのある樹林地を、特別緑地保全地区や市民の森等に指定し、保全する制度。指定されると、開発行為等が制限される一方で、税の優遇や維持管理の支援等が受けられる。

図表2-6-5 収穫体験農園の支援事例



出典：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）4か年（平成26年度～平成29年度）の事業・取組の評価・検証

民有地における「緑化の助成」（図表2-6-6）については、案内パンフレットの配布や広報紙への掲載などにより制度の周知に努めたが、最終目標の65件に対し、26件と目標を達成できなかった。

図表2-6-6 緑化助成事例



出典：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）5か年（平成26年度～平成30年度）の事業・取組の評価・検証

「地域緑のまちづくり※」（図表2-6-7）については、本計画から、緑化計画を公募し選考する制度とし、応募段階から専門コーディネーターによる緑化計画づくりの支援などを行い、最終目標の46地区に対し、47地区と目標を上回った。

図表2-6-7 地域緑のまちづくりの活動状況



出典：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）5か年（平成26年度～平成30年度）の事業・取組の評価・検証

### (3) 意見

目標値を達成できた取組がある一方で、達成できなかった取組があった。

本計画の根幹をなす「緑地保全制度による新規指定」については、引き続き土地所有者と対面して、丁寧な説明を実施するとともに、これまでの指定の状況及び土地所有者への働きかけの状況を踏まえ、まとまりある樹林地の保全に向け、指定地の隣地を繋げるなど、

※ 地域緑のまちづくり

市民の皆様が主体となり、住宅地や商店街など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、市との協働により緑化を進めるもの

効果的に事業を推進することが望まれる。

「様々なニーズに合わせた農園の開設」のうち、目標値を達成できなかった収穫体験農園については、収穫体験に対する市民ニーズは高いことから、引き続き、農家にとって何が開設の支障となっているかを把握し、より良い支援内容となるように、都度、見直しを行いながら、事業を推進することが望まれる。

民有地における「緑化の助成」については、次期計画である「横浜みどりアップ計画(2019-2023)」において、市民が実感できる緑の創出を目指し、制度見直しが行わ

れているが、毎年実施する評価・検証をより一層生かし、目標達成に向けて取組を推進していくことが求められる。

「保全管理計画の策定」や森に関わる「イベント実施」については、目標値を上回り、森の質を高める維持管理の実施や森に関わる市民の裾野を広げることができた。また、「地域緑のまちづくり」については、地域が主体となった、地域にふさわしい緑の創出を推進することができた。これらの取組については、引き続き次期計画においても推進することが望まれる。



7 横浜都市農業推進プラン（計画期間：平成26～30年度、所管局：環境創造局）

(1) 計画の概要

この計画は、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、横浜の農業を取り巻く環境の変化などに対応するため、5か年の具体的な取組を定めたものである。

計画の目標は次のとおりである。

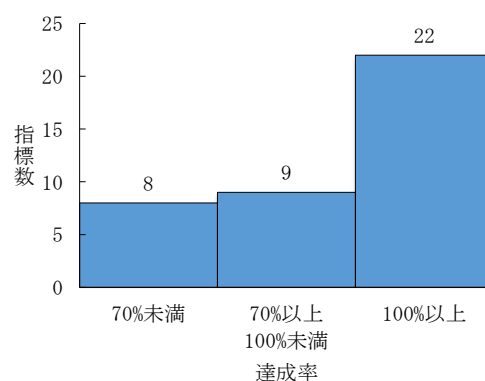
- ・市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されている。
- ・豊かな農景観の形成や生物多様性の保全に寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されている。
- ・市民が農に関わる機会が増えるとともに地産地消が進んでいる。

(2) 計画の達成状況

計画には、指標 52項目が設定されており、そのうち 39項目が定量的な指標となっている。

平成30年度末時点での 39項目の達成状況は、**図表2-7-1**のとおりである。

図表2-7-1 達成状況



注 この計画について、環境創造局では、達成率 70%及び 100%を基準として達成状況を区分している。

計画における主な指標及びその実績は**図表2-7-2**のとおりである。

農業生産基盤・設備の整備・改修のうち、「生産基盤整備」（**図表2-7-3**）については、かんがい・排水施設など農業基盤施設の老朽化

図表2-7-2 主な指標及び実績

取組	指標	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年度末)
1 農業生産基盤・設備の整備・改修	生産基盤整備	57地区	90地区
2 横浜型担い手の認定・支援	認定農業者	277件	50件
3 農地の貸し借りに関する調整	利用権設定面積	128.2ha	125ha
4 先進的な栽培技術の活用	先進栽培技術導入支援	25件	40件
5 水田の保全	水田保全面積	117.5ha	125ha
6 地産地消を広げる人材の育成	はまふうどコンシェルジュの活動支援	110件	100件

が進んでおり、国庫補助などの財源確保に努めたが、最終目標の90地区に対し、57地区と目標を達成できなかった。

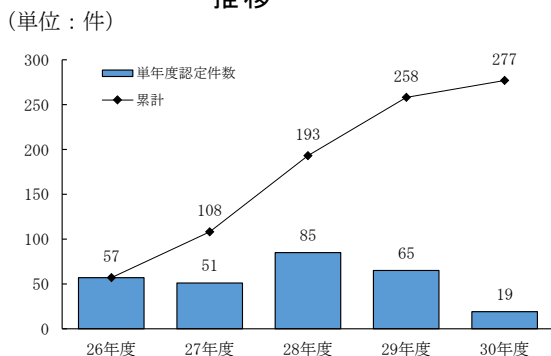
図表2-7-3 基盤整備済の農業専用地区



出典：横浜都市農業推進プラン2019-2023

横浜型担い手の認定・支援のうち、「認定農業者<sup>※1</sup>」については、更新者への早期声かけや、更新に向けた支援を行うことなどにより、最終目標の50件に対し、277件と目標を上回った（図表2-7-4）。

図表2-7-4 認定農業者の認定件数の推移



※1 認定農業者

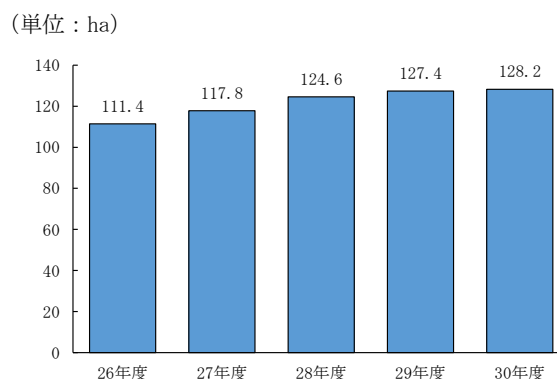
農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を作成し、市が計画の認定を行う制度により、認定を受けた農業者のこと。

※2 利用権設定面積

農業経営基盤強化促進法に基づく市街化調整区域内の農地の賃借制度に基づき、農地の貸し手と借り手の申し出を市が仲介し、利用権を設定した面積

「利用権設定面積<sup>※2</sup>」については、市が仲介する制度であることなど制度内容を丁寧に説明したことにより、農地の貸し借りが安心して進められることが周知され、最終目標の125haに対し、128.2haと目標を達成した（図表2-7-5）。

図表2-7-5 利用権設定面積の推移



先進的な栽培技術の活用のうち、「先進栽培技術導入支援」（図表2-7-6）については、導入する設備機器等が高額なため、自己負担分の資金調達が難しいことや、先進栽培技術の導入効果をイメージしづらいと考えられることなどから、最終目標の40件に対し、25件と目標を達成できなかった。

図表2-7-6 環境を制御した育苗設備



出典：横浜都市農業推進プラン2019-2023

水田の保全のうち、「水田保全面積<sup>※1</sup>」（図表2-7-7）については、公共事業や農家の高齢化等により、一部の水田保全が中止され、最終目標の125haに対し、117.5haと目標は達成できなかった。しかしながら、市内の水田面積全体の約9割が、水田保全奨励事業により保全されている。

図表2-7-7 保全された水田



出典：横浜都市農業推進プラン2019-2023

地産地消を広げる人材の育成のうち、「はまふうどコンシェルジュ<sup>※2</sup>の活動支援」（図表2-7-8）については、マルシェの開催など、市民と開催者の需要が高い事業をより多く支援できるようにしたため、最終目標の100件に対し、110件と目標を上回った。

図表2-7-8 マルシェの開催



出典：環境創造局提供

### (3) 意見

目標値を達成できた取組がある一方で、達成できなかった取組があった。

「生産基盤整備」については、農業基盤施設の老朽化が進む一方で、整備が追い付いていないことから、長期的な視点も含めた進め方を検討し、農業経営の安定化に向けて支援していくことが望まれる。

※1 水田保全面積

水田保全奨励事業により、水稻の作付を10年間継続することを条件に、水田所有者に奨励金を交付することを承認した水田面積

※2 はまふうどコンシェルジュ

横浜の食と農をつなぎ地産地消を広めるための活動を行う意志があり、市が主催する講座を修了した者

「先進栽培技術導入支援」については、農家が導入に向けて検討を進められるように、より積極的に制度内容の周知や導入事例の紹介などを行っていくことが望まれる。

「水田保全面積」については、市内水田の約9割が水田保全奨励事業により保全されている状況であるものの、今後も水田面積の減少が見込まれるため、より積極的に土地所有者へ新規申込みや更新

の働きかけを行っていくことが望まれる。

「認定農業者」や「利用権設定面積」、「はまふうどコンシェルジュの活動支援」については、目標値を上回り、担い手への支援や遊休農地の発生抑制、地産地消を広げる人材の育成が進んだ。これらの取組については、引き続き次期計画においても推進することが望まれる。

8 ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）（計画期間：平成22～令和7年度、所管局：資源循環局）

(1) 計画の概要

この計画は、市民・事業者・行政の協働により、ごみの3Rを推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指すためのものである。

ヨコハマ3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）（以下「基本計画」という。）の目標を達成するために、4年間に具体的に取り組むことを示した計画がヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）（以下「推進計画」という。）である。推進計画では、「横浜らしい循環型社会」の実現に向け、他

分野と連携した取組を進めるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）のアプローチを取り入れ、福祉や市民ニーズを踏まえた取組や経済活性化につながる取組などを進めることとしている。

基本計画及び推進計画の基本目標は、それぞれ次のとおりである。

・ごみと資源の総量の削減

[基本計画] 令和7年度までに、平成21年度比で10%以上削減

[推進計画] 令和3年度までに、平成21年度比で8%以上削減

・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減

[基本計画] 令和7年度までに、平成21年度比で50%以上削減

[推進計画] 令和3年度までに、平成21年度比で25%以上削減

また、推進計画には、基本目標の達成に向け、特に重点的に取り組むものとして、戦略目標を設定している。

図表2-8-1 指標及び実績（基本目標）

目標・指標		当初現況値 (H21年度)	実績 (H30年度)	推進計画目標値 (R3年度)	基本計画目標値 (R7年度)
1	ごみと資源の総量の削減	127.5万トン	▲6.3% (119.5万トン)	▲8%以上 (117.3万トン以下)	▲10%以上 (114.7万トン以下)
2	ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減	28.2万トン-CO2	3.2%	▲25%以上	▲50%以上

図表2-8-2 指標及び実績（戦略目標）

目標・指標		当初現況値	実績 (H30年度)	推進計画目標値 (R3年度)
1	家庭から出される食品ロス発生量の削減	11.1万トン (H27年度)	▲5.4%	▲20%以上
2	ごみ焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化に伴う送電電力量の増加	2.2億kWh (H29年度)	6.2%	5%以上

戦略目標は、次のとおりである。

- ・家庭から出される食品ロス発生量

令和3年度までに、平成27年度比で20%以上削減

- ・ごみ焼却工場での送電電力量

創エネ・省エネによる電力の効率化により、令和3年度までに、平成29年度比で5%以上増加

## (2) 計画の進捗状況

計画における指標及びその実績は、**図表2-8-1**、**図表2-8-2**のとおりである。

<基本目標>

「ごみと資源の総量の削減」は、平成30年度末時点で、平成21年度比で6.3%の減となっている。

「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減」については、平成30年度末時点で、平成21年度比で3.2%増加している。

<戦略目標>

「家庭から出される食品ロス発生量の削減」は、平成30年度末時点で、平成27年度比で5.4%の減となっている。

「ごみ焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化による送電電力量の増加」については、平成30年度末時点で、平成29年度比で6.2%増加している。

## (3) 意見

「ごみと資源の総量の削減」に

ついては、特にリデュースの取組を重点的に進める中で食品ロスの削減に着目し、戦略目標に掲げている。平成30年度末時点で5.4%減となっており、引き続き、目標達成に向けて、市民に対して食品ロス削減に向けた取組を進めていくことが求められる。また、福祉の視点を踏まえた食品ロス削減に努める政策も掲げており、フードバンク活動の推進など、市内フードバンク団体や社会福祉協議会等と引き続き連携しながら、福祉分野へ貢献していくことも望まれる。

「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの削減」については、ごみと資源の総量が減っているにもかかわらず、依然として温室効果ガスの排出量が増加している。資源循環局では、家庭から出される燃やすごみの中には、プラスチック製容器包装が一部分別されずに含まれており、焼却する際に温室効果ガスを多く排出する要因になるとしている。今後、更に分別を徹底するとともに、プラスチック製容器包装を減らす取組など、行政として、市民、事業者等に働きかけていくことも重要である。

引き続き、目標の達成に向けて、市民、事業者、行政が連携しながら3Rの取組を推進していくことが求められる。

9 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成28～令和2年度、所管局：資源循環局）

(1) 計画の概要

この計画は、市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化、資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示したものである。

基本理念として、本市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策にも取り組み、横浜市基本構想に掲げた「持続可能な循環型社会の構築」を目指すことを掲げている。

計画の目標は次のとおりである。

・更なる3Rの推進

産業廃棄物の最終処分量を削減するため、多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援する。

目標達成の目安として、最終処分率<sup>\*</sup>を令和2年度において4%以下とする。

・適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくため、有害物質が環境に悪影響を及ぼさないように、産業廃棄物の適正処理指導を徹底し、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対して保管基準の遵守を指導する。

・大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するために、災害廃棄物の処理手順の検討などに取り組み、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備する。

(2) 計画の進捗状況

計画には、3つの目標のうち1つに定量的な指標が設定されている。

計画における指標及びその実績は図表2-9-1のとおりである。

「更なる3Rの推進」については、産業廃棄物の最終処分率につ

図表2-9-1 指標及び実績

目標	指標	当初現況値 (H24年度当初)	実績 (H29年度)	最終目標値 (R2年度)
更なる3Rの推進	最終処分率	8.1%	2.1%	4%以下

<sup>\*</sup> 最終処分率

発生した産業廃棄物に対し、再生利用や減量化した後に最終的に処分（埋立や海洋投入）した重量の割合

平成29年度の内訳は、再生利用36.1%、減量化61.9%、最終処分2.1%

いて、平成29年度時点で 2.1%となっており、目標の4%以下を達成している。

「適正処理の徹底」については、有害廃棄物・建設系廃棄物の排出事業者や保管事業者に対して立入調査などを行いながら、適正処理の指導などを進めている。

また、PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、高濃度廃棄物の処分期限である令和4年度末までに処分が完了するよう事業者などに対して指導を行っている。なお、本市が所有している高濃度PCB廃棄物については、令和3年度末までに処分が完了するよう計画的に処分を進めている（図表2-9-2）。

図表2-9-2 高濃度PCB廃棄物（コンデンサー）の例



出典：資源循環局提供

「大規模災害への備え」については、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行えるよう「横浜市災害廃棄物処理計画」を平成30年度に策定し、災害時における災害廃棄物の仮置場の候補地の検討などを行っている。

物（コンデンサー）の仮置場の候補地の検討などを行っている。

### (3) 意見

「更なる3Rの推進」の指標である産業廃棄物の最終処分率については、平成29年度に目標は達成しているが、産業廃棄物の発生量は経済活動により大きく変動する可能性があることから、今後、発生量にも着目しながら、産業廃棄物の再生利用や減量化などを推進する取組を、引き続き進めていくことが必要である。

また、「適正処理の徹底」については、産業廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、引き続き、事業者に対して適切な指導・周知を行っていくとともに、必要に応じて立入調査などを迅速に行っていくことも重要である。

そして、「大規模災害への備え」については、災害時において迅速に対応できるように、「横浜市防災計画」に基づき、「横浜市災害廃棄物処理計画」や資源循環局の防災マニュアルなどを活用した訓練等を定期的に行いながら市内の体制を確認し、関係部署との連携を強化していくことも重要である。

今後、「持続可能な循環型社会の構築」に向けて、事業者、行政が協力して計画を推進していくことが望まれる。



10 横浜市耐震改修促進計画（計画期間：平成28～令和2年度、所管局：建築局）

等の強化」に取り組み、建築物の所有者の地震対策を支援することとしている。

(1) 計画の概要

この計画は、安全・安心な都市づくりを促進するため、旧耐震基準<sup>※1</sup>で建築された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的に策定されたものである（図表2-10-1）。

本計画では、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、「神奈川県耐震改修促進計画」などにに基づき、民間の住宅及び多数の者が利用する特定建築物<sup>※2</sup>の耐震化率の目標を定めている。

また、この計画では、耐震化を促進するため、「耐震対策の推進」、「減災対策の推進」、「普及・啓発

図表2-10-1 阪神・淡路大震災で崩壊したマンション



出典：神戸 災害と戦災 資料館 提供

計画の目標は、それぞれ次のとおりである。

- ・住宅の耐震化  
耐震化率を令和2年度末までに95%とする。
- ・多数の者が利用する特定建築物の耐震化  
耐震化率を令和2年度末までに95%とする。

図表2-10-2 指標及び実績

指標		当初現況値 (H27年度末)	推計値 (H30年度末)	最終目標値 (R2年度末)
1	住宅の耐震化率	約 89%	約 90%	95%
2	多数の者が利用する特定建築物の耐震化率	約 89%	約 90%	95%

※1 旧耐震基準

昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した建築物に適用された耐震基準

※2 特定建築物

横浜市耐震改修促進計画に基づく特定建築物。旧耐震基準で建築され、現行の構造関係規定に適合しないもののうち、学校、病院、百貨店など多数の者が利用する一定規模以上の建築物又は緊急交通路等の沿道建築物で、高さが一定以上のもの

## (2) 計画の進捗状況

計画における指標及びその実績は図表2-10-2のとおりである。

本計画の策定時における平成27年度末の耐震化率は、いずれも約89%となっている。

住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率については、最終目標である95%に対して、平成30年度末時点で、それぞれ約90%と推計している。

耐震化率について、それぞれ最終目標としている95%に達するためには、令和2年度までに、住宅については当初の約10万戸に対して残り約8万戸、多数の者が利用する特定建築物については当初の約270棟に対して残り約240棟の耐震化が必要と推計している。

## (3) 意見

いずれの指標も、目標を達成するためには厳しい状況であるが、建築局によると、耐震化が順調に進まない要因について、資金面の問題以外にも、建物の区分所有者やテナント等との合意形成の難しさなどを挙げている。

そこで、これらの課題を解決できるようにするため、個々の課題に応じて専門家を派遣する耐震トータルサポート事業を平成29年度から開始した。また、建築物全体の耐震改修のための補助制度に加

え、平成30年度から個々の状況に応じて段階的な改修を行うための補助制度を作るなど、新たな取組も行っている。いずれも実績が少ないことから、今後一層の周知を図りながら、耐震化を促進していく必要がある。

また、地震により建築物が倒壊し通行等を妨げないように、緊急交通路等の防災上重要な道路の沿道建築物について、耐震化に対する支援を行っている。耐震化がなかなか進まない中、建物所有者等のニーズを把握し、そのニーズに応じた支援を行っていくことが求められる。

建築物の耐震化をする以外にも、住宅の減災対策として、補助制度のある防災ベッド（図表2-10-3）や耐震シェルターを設置することにより、建物の倒壊等から生命を守ることもできる。これら市民が比較的取り組みやすい減災対策についても、より一層周知を図り、推進していくことが求められる。

図表2-10-3 防災ベッドのイメージ



出典：建築局提供

11 横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画（計画期間：平成27～令和4年度、所管局：建築局）

(1) 計画の概要

この計画は、東日本大震災において大規模空間を有する建築物の天井の脱落が多数生じたことから、市民の安全を確保し、災害時において防災機能としての役割が十分に果たせるよう、平成26年4月の建築基準法施行令の改正により既存不適格となった公共建築物の特定天井\*を改修し、可能な限り天井脱落による被害の軽減を図ることを目的に策定されたものである。

対策改修の手法としては、施設の特性により、撤去による改修、撤去及び新設による改修、落下防止措置による改修の3つの手法がある（図表2-11-1、図表2-11-2）。

図表2-11-1 天井撤去前イメージ



出典：建築局提供

図表2-11-2 天井撤去後イメージ



出典：建築局提供

対象施設については、「横浜市防災計画『震災対策編』」における、災害時の施設用途及び公共施設の耐震化整備方針に準じて分類し、それぞれ次のとおり、目標年次を定めている。

図表2-11-3 指標及び実績

指標		実績 (H29年度末)	中間目標値 (H29年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (R4年度末)
1	災害時に最も重要な拠点となる施設（47施設）	25施設着手	おおむね半数が着手	18施設完了 (32施設着手)	全て完了
2	福祉施設、学校、市民利用施設及び都市インフラを支える施設（55施設）	7施設着手	一部が着手	3施設完了 (17施設着手)	全て完了

\* 特定天井

吊り天井で、天井の高さが6mを超え、かつ、その水平投影面積が200㎡を超え、かつ、天井部材の重さが2kg/㎡を超える等のもの

- ・災害時に最も重要な拠点となる施設（市区庁舎、消防施設、病院、帰宅困難者一時滞在施設又は津波避難施設に指定されている公会堂・地区センターなど）平成29年度までにおおむね半数が事業着手し、令和4年度までに全て完了
- ・福祉施設、学校、市民利用施設及び都市インフラを支える施設（帰宅困難者一時滞在施設又は津波避難施設に指定されていない公会堂・地区センターなど、交通広場等）平成29年度までに一部は事業着手し、令和4年度までに全て完了

## (2) 計画の進捗状況

計画における指標及びその実績は図表2-11-3のとおりである。

まず、災害時に最も重要な拠点となる施設については、平成29年度末時点で25施設に事業着手し、「おおむね半数」という目標は達成している。

また、福祉施設、学校、市民利用施設及び都市インフラを支える施設については、平成29年度末時点で7施設に事業着手し、「一部は

事業着手」という目標は達成している。

しかし、計画期間の中間点である平成30年度末時点で完了している施設は、全体で21施設となっており、達成率は約2割となっている。

## (3) 意見

この事業を進めていく上で建築局が課題として挙げているのは、事業費等財政上の問題のほか、該当施設には、公会堂や地区センターなど、市民サービスを目的として使用される施設が多いことから、サービスの低下にならないよう、配慮して工事を進めなければならないことである。

このため、施設所管部局は施設管理者と連携し、市民に工事の必要性を示し、理解を得ながら事業を進めていくことが求められる。

特に、「災害時に最も重要な拠点となる施設」である、区庁舎、消防施設、病院、帰宅困難者一時滞在施設又は津波避難施設に指定されている施設を優先して整備することにより、天井脱落による被害を減らし、市民の安全を確保することが求められる。

12 体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画（計画期間：平成26～30年度、所管局：道路局）

(1) 計画の概要

この計画は、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画の一つである。当該交付金は地方公共団体等を対象に社会資本の整備等を支援するものであり、交付対象事業の実施に当たっては社会資本総合整備計画を作成

する必要がある。

計画の目標は次のとおりである。  
 (目標1) 市民生活と経済活動を支える「快適で便利な交通網」の実現を目指し、体系的な道路ネットワークを形成すること  
 (目標2) 地震発生時に道路の機能を維持するため、緊急輸送路等の整備・緊急輸送路等の地震対策を推進すること

なお、主な計画対象事業は図表2-12-1のとおりである。

図表2-12-1 主な計画対象事業



	事業名
①	丸子中山茅ヶ崎線 (H26年度完成)
②	宮内新横浜線 (緊急輸送路整備促進路線)
③	中山北山田線 (H26年度供用)
④	環状4号線 (上瀬谷通信施設地区) (H27年度開通)
⑤	権太坂和泉線(名瀬・岡津地区) (緊急輸送路整備促進路線)
⑥	桂町戸塚遠藤線 (緊急輸送路整備促進路線)
⑦	環状3号線 (緊急輸送路整備促進路線)
⑧	環状4号線(公田桂町地区) (H27年度完成)

出典：体系的な道路ネットワーク形成を図る道路整備計画を基に監査事務局で作成

(2) 計画の達成状況

計画には2つの目標に対してそれぞれ指標が設定されており、いずれも定量的な指標となっている。計画における指標及びその実績は図表2-12-2のとおりである。

目標1の指標については、計画期間中の目標値を都市計画道路延長に換算すると約10kmの整備に相当するが、丸子中山茅ヶ崎線、中山北山田線、環状4号線など約8kmが完成したことにより、最終目標の68.8%に対し、平成30年度末時点で68.5%となっている。

目標2の指標である緊急輸送路整備促進路線\*の整備率については、計画期間中の目標値を道路延長に換算すると約4.2kmの整備に相当するが、権太坂和泉線の整備により約1.9kmが完成したことにより、最終目標の73%に対し、平成30年度末時点で45.1%となっている。

(3) 意見

都市計画道路で、かつ緊急輸送路整備促進路線である宮内新横浜線や環状3号線等の進捗が遅れたことにより、目標が達成できなかった。道路局は、事業の進捗には国費の獲得が大きく影響するが、これらの路線は国が示す重点配分の対象外で、必要な予算額が確保できず、事業の進捗が停滞していたことが主な要因であるとしている。しかし、国庫補助制度の変更等に合わせて、国と調整を図り、宮内新横浜線は平成29年度から重点配分が受けられるようになる等、現在事業が進み始めている状況である。

これらの路線はミッシングリンク（未整備のため途切れた区間）を解消して新たな緊急輸送路ネットワークを構築するために必要な路線であり、高い整備効果が見込まれる。早期に供用できるよう、更に事業費確保に努め、重点的に整備を進めていくことが望まれる。

図表2-12-2 指標及び実績

指 標		当初現況値 (H26年度)	実績 (H30年度末)	最終目標 (H30年度末)
目標1 の指標	都市計画道路の計画延長に対する整備率 (整備済延長/計画延長 約679km)	67.3% (約457km)	68.5% (約465km)	68.8% (約467km)
目標2 の指標	緊急輸送路整備促進路線の計画延長に対する整備率 (整備済延長/計画延長 約8km)	21% (約1.7km)	45.1% (約3.6km)	73% (約5.9km)

\* 緊急輸送路整備促進路線  
横浜市地震防災戦略において早期に効果が発現する緊急輸送路として位置づけ、重点的に整備を実施する路線。宮内新横浜線、権太坂和泉線、環状3号線など5路線（8地区、計画延長約8km）

13 バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画（全18地区）（計画期間：平成16～令和3年度、所管局：道路局）

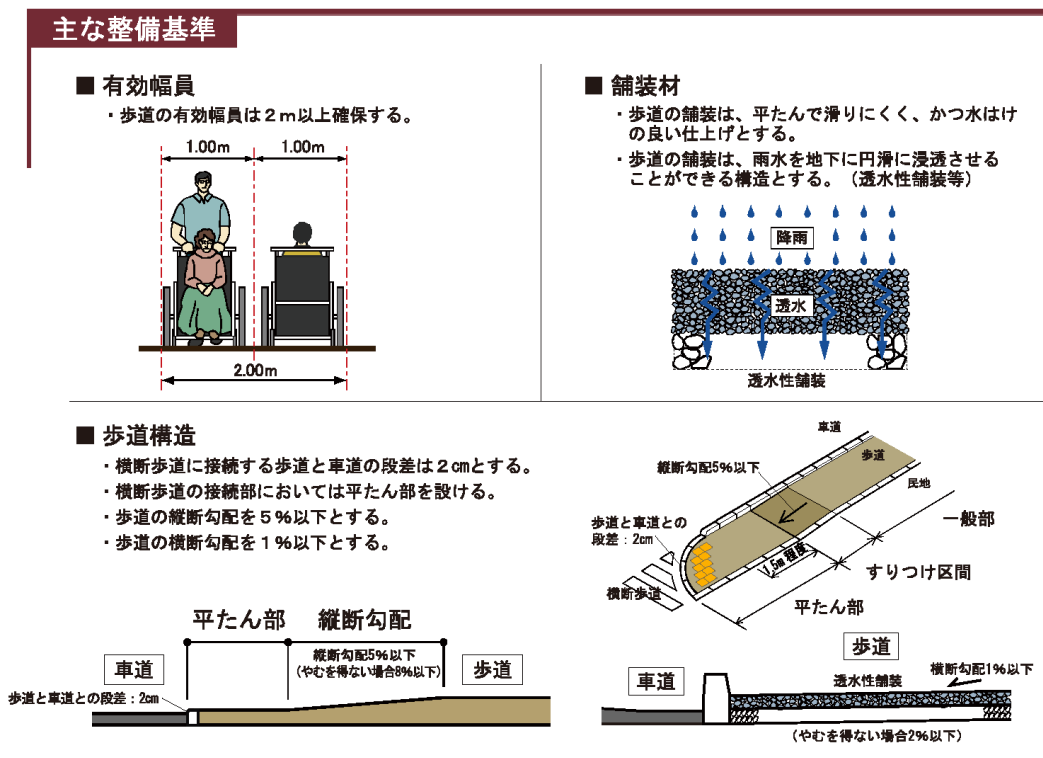
において、道路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、道路管理者が実施すべき事業について、具体的な対象区間や整備内容等を定めるものである。

(1) 計画の概要

この計画は、バリアフリー基本構想※で定められた重点整備地区

この計画に基づき実施されている主な整備内容は図表2-13-1のとおりである。

図表2-13-1 主な整備内容



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。（周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できるように配慮する。）
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口等に設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

出典：道路局提供

※ バリアフリー基本構想

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が策定するもので、バリアフリー化を図る経路や各事業者が実施すべき事業内容等を定めている。

(2) 計画の進捗状況

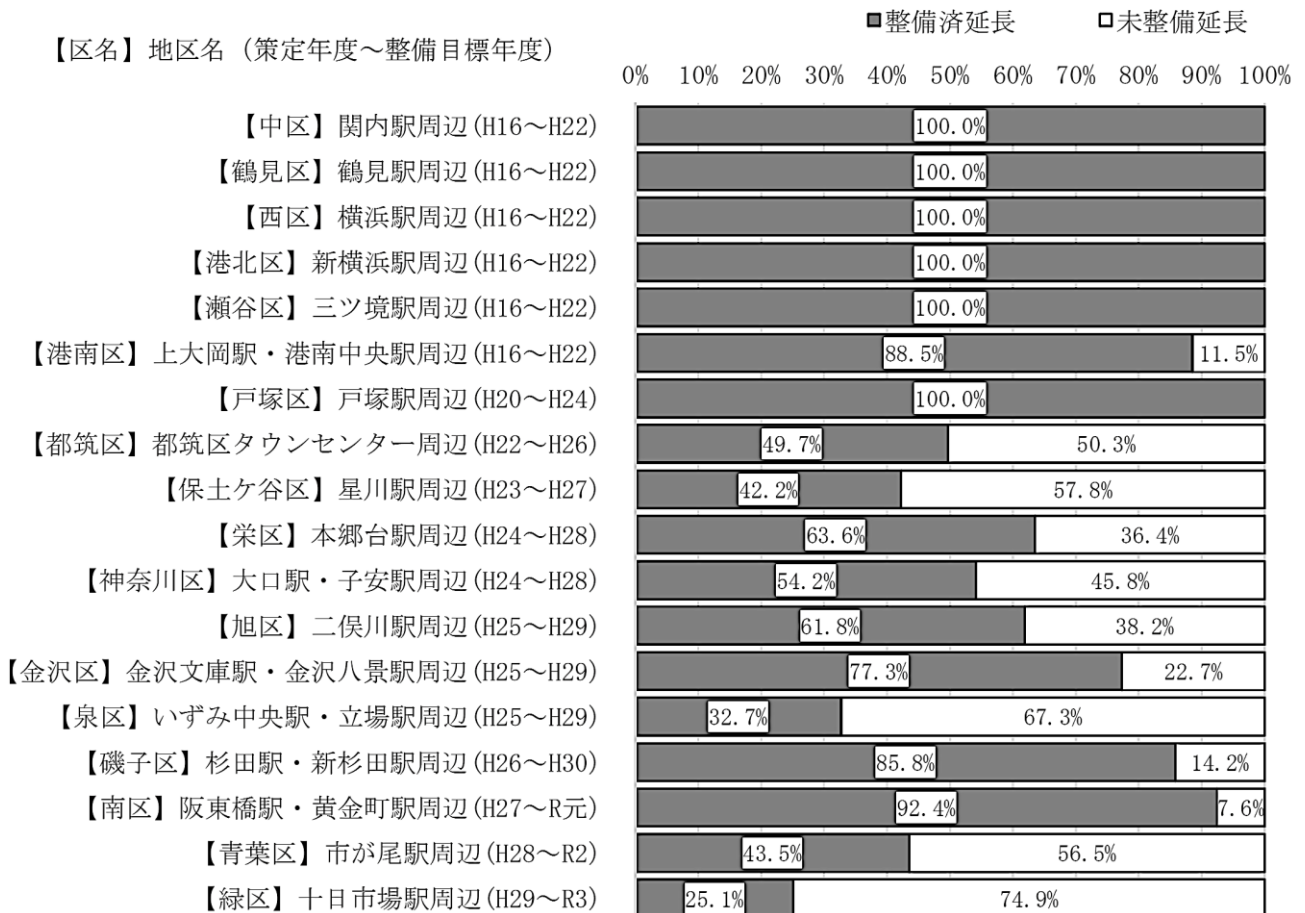
地区別計画は行政区ごとに全18計画あり、それぞれ原則として5年以内に整備すべき計画延長を定量的な指標として定めている。地区別計画の実績は図表2-13-2のとおりである。

平成29年度までに策定した18計画のうち、平成30年度末時点で事業が完了した地区は6地区で、未完了の12地区のうち、整備目標

年度が過ぎたものは9地区である。

未完了で整備目標年度が過ぎて  
いる地区は、進捗率が低い順に、  
いずみ中央駅・立場駅周辺地区（進  
捗率 32.7%）、星川駅周辺地区（進  
捗率 42.2%）、都筑区タウンセン  
ター周辺地区（進捗率 49.7%）、  
大口駅・子安駅周辺地区（進捗率  
54.2%）、二俣川駅周辺地区（進  
捗率 61.8%）、本郷台駅周辺地区（進  
捗率 63.6%）などである。

図表2-13-2 地区別事業進捗率





### (3) 意見

策定から5年以内に目標を達成した地区がある一方、整備目標年度を過ぎても未整備延長の割合が高い地区が複数見受けられた。

進捗が遅れている理由の一つは、他の関連事業と進捗の調整を行ったことによるものである。いずみ中央駅・立場駅周辺地区においては電線共同溝整備事業、星川駅周辺地区においては相模鉄道本線の連続立体交差事業とそれぞれ調整が必要であることが計画の中で示されており、工程調整の結果、整備目標年度時点では未完了となった。

また道路局では、道路のバリアフリー化のための事業は主に国庫補助事業として実施しているが、国費が十分に配分されなかったことも進捗が遅れた理由の一つとしている。こうした状況を踏まえ、

通学路に指定されている経路については、国費が配分されやすい通学路安全対策と一体的に整備を行うなど、限られた予算の中で事業の進捗率向上に努めているといえる。

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）、東京2020パラリンピック競技大会に向けた大会会場周辺のバリアフリー化に加え、羽沢横浜国大駅周辺地区においては、本市初となる住民提案による基本構想作成が開始されるなど、バリアフリー化の必要性や地域の関心は高まっている。進捗が遅れている地区については、重点的に整備を進めるとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、早期のバリアフリー化に向けて着実に取り組んでいくことが求められる。

14 横浜港国際旅客船拠点形成計画（計画期間：平成29～令和7年度、所管局：港湾局）

(1) 計画の概要

この計画は、横浜港が、平成29年7月に国土交通大臣から国際旅客船拠点形成港湾に指定されたことを受け、クルーズ拠点港として、客船の安定的な寄港によって、本市の地域経済の活性化を実現するための具体的な取組について定めたものである。

計画の目標は次のとおりである。

- ・客船受入れに係る主要港湾施設の整備(各ふ頭)（図表2-14-1）
- ・官民連携国際旅客船受入促進協定の締結

(2) 計画の進捗状況

計画における主な実績は、図表2-14-2のとおりである。

主要港湾施設整備の完成に向けた5項目と国際旅客船受入促進協定締結の1項目が目標となっている。

平成30年度末の進捗状況は、おおむね計画どおりに進んでいるものの、新港ふ頭客船ターミナルの整備事業に遅れが生じている。

これは、第32回オリンピック競技大会（2020／東京）、東京2020パラリンピック競技大会の影響から鋼材等の調達や作業員の確保が困難となったことにより、当初予定されていた2019年春供用を2019年秋供用へ変更したものである。なお客船の受入れについては、山下ふ頭などで暫定的に行っている。

図表2-14-1 主要港湾施設の整備(各ふ頭)



出典：港湾局資料を基に監査事務局で作成

大さん橋ふ頭については、大さん橋ふ頭1号線（図表2-14-3）道路改良工事（車線拡幅）を完了させ、供用を開始している。

図表2-14-3 大さん橋ふ頭1号線



出典：港湾局提供

大黒ふ頭については、ベイブリッジを通過できない超大型客船を受け入れるため、ベイブリッジ手前の岸壁の改修やC I Q（税関、出入国管理、検疫）手続を行う客船ターミナル施設（図表2-14-4）

の整備を行い、平成31年4月から全面供用を開始している。

図表2-14-4 大黒ふ頭客船ターミナル



出典：監査事務局撮影

山下ふ頭については、既存の上屋を活用して暫定的に客船の受入れを行っている。

本牧ふ頭については、超大型客船の動向等を探りつつ、整備に向けた計画を進めていくこととなっている。

図表2-14-2 目標及び実績

項目		当初現況時 (H29年度)	実績 (H30年度末)	最終目標 (R7年度末)
客船受入れに係る主要港湾施設の整備				
1	大さん橋ふ頭整備	大さん橋ふ頭1号線整備	大さん橋ふ頭1号線道路改良工事(車線拡幅) H30年3月完成	H30年4月供用
2	新港ふ頭 新港ふ頭客船ターミナル整備	新港9号岸壁耐震強化改修	整備中	R元年初供用予定
3	大黒ふ頭 大黒ふ頭客船ターミナル整備	岸壁改修	港湾計画一部変更(H31年3月) 多目的岸壁に変更	H31年4月全面供用
			C I Q施設 <sup>注</sup> 整備 H31年3月完成	
4	山下ふ頭整備	計画	港湾計画一部変更(H31年3月) 多目的岸壁に変更 既存上屋利用による暫定受入れ	暫定運用
5	本牧ふ頭	計画	計画	計画
官民連携国際旅客船受入促進協定の締結				
6	大さん橋国際客船ターミナル整備	官民連携による国際クルーズ拠点形成計画に応募	H30年11月締結 郵船クルーズ株式会社 待合ラウンジ等 H31年3月完成	H31年4月運用
	新港ふ頭客船ターミナル	H29年1月31日選定	H30年11月締結 カーニバル社 移動式旅客乗降施設(屋根付き通路)の設置等について協議中	R元年初運用開始予定

注 C I Q 施設

税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略文字で、それぞれの手続を行う施設

「官民連携国際旅客船受入促進協定」については、平成30年11月に2社の船会社と締結している。

大さん橋国際客船ターミナル整備ターミナルにおいては、郵船クルーズ株式会社により整備された待合ラウンジ等（図表2-14-5）が供用されている。

新港ふ頭客船ターミナルにおいては、カーニバル社と移動式旅客乗降施設（屋根付き通路）の設置等に関する協議を行っている。

今後それぞれの船会社との関係をさらに緊密にし、国際クルーズ拠点形成に向けた取組を進めていくこととしている。

図表2-14-5 待合ラウンジ



出典：港湾局提供

### (3) 意見

横浜港国際旅客船拠点の形成に向けて、新港ふ頭客船ターミナルについては、令和元年11月4日に客船第1船入港が予定されていることから、更なる飛躍と賑わい創出に向けて、様々な取組が求められる。

大黒ふ頭については、旅客船ふ頭として位置づけたものの完成自動車を取り扱う主要な輸出拠点ふ頭でもある。客船と物流の円滑な利用調整を図るとともに、乗下船する多くの旅客者に楽しみや期待を持ってもらえるよう機能の充実を図ることが求められている。

これらを踏まえ、将来を見据えた総合港湾づくりを推進するとともに、横浜港における各ターミナルの立地や特性を最大限に生かした受入施設の整備やカジュアルからラグジュアリーまで多様なクルーズ客船の誘致、更に観光客に対するおもてなしの向上など、これまでの取組をより推進することを期待する。



港務艇「おおとり」から大黒ふ頭及び新港ふ頭の客船ターミナルを視察し、計画の進捗状況、取組等について質疑を行う監査委員

15 横浜港港湾計画（計画期間：平成26年11月（改訂）～平成30年代後半、所管局：港湾局）

計画では「横浜港の目指すべき姿」として、次の3つを柱としている。

- ・国際競争力のある港
- ・市民が集い、憩う港
- ・安全・安心で環境にやさしい港

(1) 計画の概要

横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、本市が港湾法に基づいて定めた計画であり、平成30年代後半を目標年次として貨物量や施設の規模、配置等を定めている。

(2) 計画の進捗状況

計画における主な指標及びその実績は図表2-15-1のとおりである。

図表2-15-1 主な指標と実績

指標		当初現況時 (H26年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年代後半)
国際競争力のある港				
1	港湾の能力 <sup>注1</sup>			
	取扱貨物量(トン)	11,701万	11,376万	16,730万
	コンテナ個数(TEU <sup>注2</sup> )	288万	304万	520万
	船舶乗降旅客数(人)	241,862	420,861	120万
2	南本牧ふ頭 大水深・高規格ターミナル <sup>注3</sup> の整備	工事中	MC-3供用	MC-3 供用 (水深 18m 延長 400m)
			MC-4工事中	MC-4 供用 (水深 18m 延長 500m)
3	新本牧ふ頭 水深・高規格ターミナルの整備	基本設計 環境影響調査 地質調査等	環境影響評価書の縦覧	SH1、2供用 (水深 18m以上 延長 1,000m)
4	南本牧ふ頭連絡臨港道路整備	工事中	南本牧はま道路供用 H29年3月	供用
5	大黒ふ頭 自動車専用船岸壁改良	基本設計	工事中 P3、P4(水深 7.5m 延長 260m) T3～T8(水深 10m 延長 1,110m)	供用 P3、P4 (水深 12m 延長 290m)
	大黒ふ頭 客船受入対応	計画なし	港湾計画一部変更 多目的岸壁に変更(H31年3月)	T3～T8 (水深 11m 延長 1,110m)
市民が集い、憩う港				
6	旅客船ふ頭計画 新港ふ頭客船ターミナル整備	実施設計	工事中 R元年秋供用予定	供用 (水深 9.5m 延長 340m)
7	山下ふ頭地区	基本計画検討	移転補償、市有建物解体 港湾計画一部変更 多目的岸壁に変更(H31年3月)	供用
安全・安心で環境にやさしい港				
8	大規模地震対策施設計画 緊急物資輸送用耐震強化岸壁 <sup>注4</sup> (大黒ふ頭、内港、金沢)	内港3バース供用済 金沢1バース供用済	新港地区1バース供用	11バース供用
	大規模地震対策施設計画 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁 (本牧ふ頭、新本牧ふ頭、南本牧ふ頭)	本牧ふ頭3バース 供用済	南本牧1バース供用 南本牧(MC-4)1バース工事中	10バース供用
9	港のスマート化の推進	導入検討	燃料電池自動車購入 自立型水素燃料電池 システムの実証実験	エネルギー利用の 効率化、低炭素化

注1 港湾の能力  
数値は暦年（1月～12月）

注2 TEU  
コンテナの本数を20フィート・コンテナに換算した場合の単位

注3 大水深・高規格ターミナル  
一般的に「水深16m以上の耐震強化岸壁」を有するコンテナターミナル

注4 耐震強化岸壁  
大規模な地震が発生した場合でも一定の機能を維持できるように地震に対する強度を強化した岸壁

＜国際競争力のある港＞

取扱貨物量は、策定当初からおおむね横ばい傾向である。また船舶乗降旅客数は増加傾向である。

南本牧ふ頭（図表2-15-2）の大水深・高規格ターミナルの整備については、大型コンテナ船の受入れに向けて、MC-3 荷さばき地を平成27年4月から供用開始している。更にMC-4 荷さばき地の整備を行い令和元年度に完成予定としている。

図表2-15-2 南本牧ふ頭



出典：港湾局資料を基に監査事務局で作成

新規ふ頭（新本牧ふ頭）（図表2-15-3）の大水深・高規格ターミナルの整備については、横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価書の縦覧を行った。

図表2-15-3 新本牧ふ頭イメージ図



出典：港湾局提供

南本牧ふ頭連絡臨港道路整備については、ふ頭の再編等による交通需要の変化に対応して、南本牧

はま道路を平成29年3月に供用させた。

大黒ふ頭（図表2-15-4）については、完成自動車の取扱機能強化に向けて、自動車専用船の大型化等に対応するため、大黒ふ頭自動車専用船岸壁の改良を進めている。また、超大型客船受入対応については、需要の増加に対応するため、平成31年3月に港湾計画の一部変更を行い、P3～T6の1,030mを多目的岸壁に位置付け、平成31年4月には、客船ターミナルを全面供用させている。

図表2-15-4 大黒ふ頭



出典：港湾局提供

＜市民が集い、憩う港＞

客船の受入機能強化による寄港促進と、賑わいの創出に向けて、旅客船ふ頭計画に基づく新港ふ頭客船ターミナルについては、令和元年11月4日の客船第1船入港に向けて整備を進めている（図表2-15-5）。

図表2-15-5 整備中の新港ふ頭客船ターミナル



出典：監査事務局撮影

図表2-15-6 大規模地震対策施設計画

用途	地区名	施設名	水深	バース数	延長	進捗状況
緊急物資輸送用	大黒ふ頭	DT4～DT8	11m	5	925m	計画
	内港(山内地区)	山内ふ頭	7.5m	1	130m	供用
	内港(中央地区)	MM1号MM2号	7.5m	2	260m	供用
	内港(新港地区)	9号	9.5m	1	340m	供用
		8号	7.5m	1	140m	計画
金沢	金沢木材ふ頭	10m	1	230m(185m)	計画(一部供用)	
幹線貨物輸送用	本牧ふ頭	BC1・BC2	16m	2	700m(390m)	計画(一部供用)
		D4・D5	16m	2	700m	供用
	新本牧ふ頭	SH1・SH2	18m～	2	1,000m	変更計画
	南本牧ふ頭	MC1・MC2	16m	2	750m	計画
		MC3・MC4	18m～	2	900m(400m)	工事中(一部供用)

山下ふ頭地区については、平成30年代後半の供用に向け、倉庫等の移転協議や建物の解体工事を進めている。また、2号～3号岸壁の420mを大黒ふ頭と同時期に多目的岸壁に位置づけた。

<安全・安心で環境にやさしい港>

大規模地震対策施設計画（図表2-15-6）における緊急物資等の輸送機能の確保に向けて、緊急物資輸送用耐震強化岸壁5バースを供用している。また、幹線貨物輸送用耐震強化岸壁は4バースを供用し、令和元年度に更に1バースを完成できるよう工事を進めている。

港のスマート化の推進については、先進的な地球温暖化対策に向けて、燃料電池自動車の購入や自立型水素燃料電池システムの実証

実験<sup>※1</sup>を行っている。

### (3) 意見

計画全体を通じて、おおむね着実に取組を進めている。

横浜港は、日本を代表する国際貿易の窓口として経済活動を支える重要な役割を果たすとともに、アジア屈指のクルーズ船の発着港としての役割も担っている。

世界経済や海運動向の変化に的確に対応し、国際競争力を更に強化していく中で、横浜港が果たすべき役割は大きく、求められる期待に確実に応えることが望まれる。今後の更なる横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくりを目指すことを期待する。

#### ※1 自立型水素燃料電池システムの実証実験

横浜港流通センターをモデル施設と位置付けて行う、水道水を電気分解して水素を生成し、生成した水素を燃料電池に供給することで電力を発生させる自立型水素燃料電池システムによる電力ピークカットを目的とした電力デマンドの抑制（デマンドコントロール）<sup>※2</sup>等の実験

#### ※2 電力デマンドの抑制（デマンドコントロール）

電力の使用状況を分かりやすく表示（「見える化」）するとともに、あらかじめ設定された目標電力を超えると予測すると、警報等で知らせ、電気機器の制御を行うことにより一定の電力を超えないようにすること。

16 横浜市民読書活動推進計画（計画（2）計画の達成状況

期間：平成26～30年度、所管局：  
教育委員会事務局）

(1) 計画の概要

この計画は、平成26年4月に施行された「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、乳幼児期から高齢期まで、全ての市民を対象とした読書活動の推進に関する施策を、総合的、計画的に進めることを目的に、市全体の具体的な活動の指針として策定されたものである。

計画の目標は次のとおりである。

- ・ 子どもの読書習慣の定着
- ・ 読書活動の担い手の拡大
- ・ 地域や学校との連携による図書活用の推進
- ・ 区の地域性に応じた読書活動の推進

計画には、4つの目標ごとにそれぞれ指標が設定されている。平成30年度末時点で4項目中2項目が達成となり、2項目が未達成となった。

計画における指標及びその実績は**図表2-16-1**のとおりである。

「1日のうち読書を「まったく、またはほとんどしていない」と回答した小中学生の割合」については、子どもの読書意欲の向上のため、学校司書の小中学校、義務教育学校及び特別支援学校への全校配置などを行っているものの、スマートフォン等の普及や操作時間の増加、塾や習い事、テレビやゲームなど読書以外のことに時間がとられている影響などにより、最終目標の28.0%に対して、37.0%にとどまった。

図表2-16-1 指標及び実績

目標	成果指標	当初現況値 (H24年度末)	実績 (H30年度末)	最終目標値 (H30年度末)
1 子どもの読書習慣の定着	1日のうち読書を「まったく、またはほとんどしていない」と回答した小中学生の割合	31.4%	37.0%	28.0%
2 読書活動の担い手の拡大	読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数（図書館と連携した事業）	2,073人	4,072人	3,000人
3 地域や学校との連携による図書活用の推進	図書館での団体貸出、グループ貸出、学校向け貸出の冊数	16万冊	14万冊	24万冊
4 区の地域性に応じた読書活動の推進	区の活動目標の策定	—	— (平成26年度に達成済)	平成26年度中に全区で策定



「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数（図書館と連携した事業）」については、読書活動を支えるボランティアへの支援として、読み聞かせ等ボランティア向け講座の開催（図表2-16-2）、活動場所や朗読等の機会の提供等の取組を行ったことなどにより、最終目標の3,000人に対して、平成30年度末時点で4,072人となり、最終目標を達成している。

図表2-16-2 読み聞かせボランティア講習会の様子

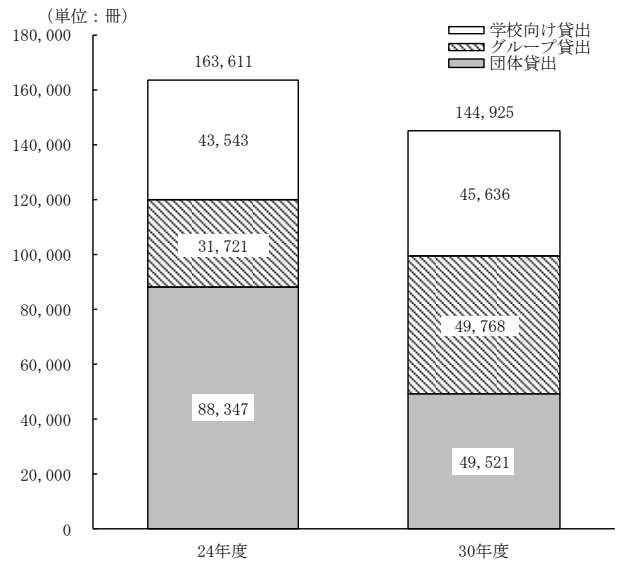


出典：教育委員会事務局提供

「図書館での団体貸出<sup>※1</sup>、グループ貸出<sup>※2</sup>、学校向け貸出の冊数」については、グループ貸出及び学校向け貸出の冊数は増加したものの、団体貸出の冊数が減少したため、最終目標の24万冊に対して、14万冊にとどまった（図表2-16-3）。団体貸出冊数の減少は、地域の文

庫を担っている団体の構成員の高齢化により、平成24年度には240団体あった登録団体が平成30年度には214団体まで減少したこと等によるものである。

図表2-16-3 団体、グループ、学校向け貸出冊数



「区の活動目標の策定」については、平成26年度に全区で策定しており、成果指標となる目標を達成している。

### (3) 意見

「読書活動の担い手の拡大」については、市民とともに読書活動に取り組み、読書に親しむ機会の充実に努めるため、引き続き読書活動を支えるボランティアへの支

※1 団体貸出

会員が30人以上の団体を対象に、1団体につき最多で1,000冊まで、1年間（延長可）貸し出すもの。主に、地域の人が図書館まで行かなくても近くで本を借りることができる地域の文庫を運営している団体が利用している。

※2 グループ貸出

会員5人以上のグループを対象に、1グループにつき30冊まで、30日間（延長不可）貸し出すもの。主に、読み聞かせ等のボランティア活動やサークル活動を行っているグループ、保育所等の施設が利用している。

援として、図書館をはじめとした読書関連施設\*等における読み聞かせ、朗読等の活動機会の提供を図ることなどが求められる。

「区の地域性に応じた読書活動の推進」については、地域の読書活動団体と連携し、ネットワークづくりを進めるなど、区の活動目標に基づく読書活動を継続的に推進していくことが求められる。

一方、目標が達成できなかった「子どもの読書習慣の定着」については、小・中学生の生活が多様化する中、毎日の読書習慣の定着を求めることは難しい面もある。しかしながら、読書活動は、子どもの成長にとって欠くことのできないものであることから、乳幼児期から読書に親しむため、家庭や保育所等において子どもが本に触れることのできる環境を充実させる取組が求められる。また、学校

司書と司書教諭等との連携による学校図書館の活用など、読書環境の充実とともに自主的な読書活動につながる取組の強化により、読書機会を確保し、子どもが発達段階に応じた読書習慣を身につけていくことが望まれる。

「地域や学校との連携による図書活用の推進」については、グループ貸出や学校向け貸出は利用が増加していることから、引き続き、利用者のニーズを踏まえた蔵書の補強などの取組により、地域で読書活動を行うグループや学校等の読書活動を支援し、連携を図っていくことが求められる。また、図書館の専門的な知識や人材を生かし、読書関連施設における図書の充実及び活用が図られるよう支援を行うなど、地域の読書関連施設との更なる連携強化に取り組まれない。

---

\* 読書関連施設

本の貸出しを行ったり、その場で読書することができる施設。市立図書館だけでなく、地区センターやコミュニティハウス等各施設の図書コーナーなど